

総合地球環境学研究所 施設整備事業

入札説明書等に関する質問回答集

- 本質問回答集は、平成 15 年 3 月 17 日（月）～ 3 月 20 日（木）に受け付けた総合地球環境学研究所施設整備事業入札説明書等に関する質問への回答を「入札説明書」、別添資料 1「事業契約書（案）」、別添資料 2「要求水準書」、別添資料 3「落札者決定基準」、別添資料 4「基本協定書（案）」、別添資料 5「様式集及び記載要領」、「実施方針に関する質問回答」の項目順に整理し、記載したものです。
- 質問事項は質問者の記載のとおりを転載していますが、明らかな誤植は修正してあります。

総合地球環境学研究所施設整備事業 入札説明書等に関する質問項目 ＜総括＞

質問の受付期間	平成15年 3月17日 ～ 3月20日
質問の回答公表日	平成15年 4月14日

入札説明書に関する質問受理件数	44件
別添資料1「事業契約書（案）」に関する質問受理件数	118件
別添資料2「要求水準書」に関する質問受理件数	136件
別添資料3「落札者決定基準」に関する質問受理件数	2件
別添資料4「基本協定書（案）」に関する質問受理件数	1件
別添資料5「様式集及び記載要領」に関する質問受理件数	30件
「実施方針に関する質問回答」に関する質問受理件数	4件
総受理件数	335件

平成 15 年 4 月 14 日
総合地球環境学研究所

入札説明書等に関する質問回答書

<入札説明書>

Nº	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
1	2	3	(3)	1)	①	事前調査業務について	業務として「①事前調査業務(地質調査含む)及びその関連業務」とありますが、地盤調査以外に具体的に想定される業務を教えてください。	具体的に想定している業務はありませんが、施設の設計・建設を行うためには敷地やその周辺の現状を把握することが不可欠であり、そのためには事前調査業務や測量業務等が必要であると考えます。
2	3	2)	2つめの※			事業の概要：総合地球環境学研究所施設維持管理業務	地球研が機能向上のために行う修繕は、その規模に関わらず地球研が行うとの解釈でよろしいでしょうか。	そのようなご認識で結構です。
3	3	3	(5)	2)		入札に関するスケジュール	入札説明書等に関する質問機会が1回しかありません。今回の質問の回答を受けてなお、不明確な部分があれば再度質問できる機会を設けていただけないでしょうか。	現段階では、再度質問回答を実施することは想定しておりません。
4	5	(2)	(2)			入札参加者及び協力企業の参加要件	「落札者の選定が終了するまでの期間」とは、①落札者の決定(平成15年7月25日)、②落札者との基本協定の締結(平成15年8月)、③PFI事業者との事業契約の締結(平成15年9月)のいずれでしょうか。	①落札者の決定を想定しております。
5	5	4	(1)	3)	①、②	入札参加者及び協会の資格等要件	「担当者として下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する」として下記に示す業務として「鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造地上2階建以上かつ延べ面積9,000㎡以上の校舎又は研究施設」とありますが、新築、増築、改修等の工事種別を含むと考えてよろしいでしょうか。	新築工事又は増築工事とし、改修工事等は含まれません。
6	6	4	(1)	3)		入札参加者及び協会の資格等要件	工事監理業務と建設業務を兼務できないとすると、通常、設計者が監理者を兼ねることから、本件においては1社での設計施工を認めないということになります。社内におけるファイアウォールが確立されていれば監理業務と建設業務を兼務することは民間では実例がありますので、PFIの民間活力活用の観点からすればこの条件は不要ではないでしょうか。	公共性の観点から、適正な品質確保をより一層推進するため、第三者性を確保する必要があることから、原案通り工事管理業務と建設業務を兼務できない者と致します。
7	6	4	(1)	3)	①	入札参加者及び協会の資格等要件	設計に当たる者について、「統括技術者及び主任技術者を専任で配置できること」とありますが、専任された者は本件事業期間中に他物件業務を兼務することができるの理解でよろしいでしょうか。	設計期間に関しては専任していただきますので、他物件業務との兼務はできません。
8	6	4	(1)	3)	①	入札参加者及び協会の資格等要件	設計に当たる者について、設計に関する実績は所属する組織が持つとの理解でよろしいでしょうか。	設計に関する実績は、所属する組織の実績だけではなく、専任で配置する統括技術者及び主任技術者が相当程度の責任をもって業務に従事し、完了した経験を有することと致します。
9	6	4	(1)	3)	①	入札参加者及び協会の資格等要件	設計者の実績の内容について、設計作業は完了し、施工中のプロジェクトも実績対象との理解でよろしいでしょうか。	建物の引き渡し完了したもののが実績の対象であり、現在施工中のものについては対象外と致します。
10	6	4	(1)	3)	②	入札参加者及び協会の資格等要件	工事監理に当たる者について、「それぞれ専任で配置」とありますが、各工事毎に一人ずつ専任しなければならないのでしょうか。その場合、専任された者は他の工事と兼務することができるの理解でよろしいでしょうか。	各工事毎に一人ずつ専任し、専任された者は他の工事と兼務することができません。
11	6	4	(1)	3)	②	入札参加者及び協会の資格等要件	工事監理に当たる者について、工事監理に関する実績は所属する組織が持つとの理解でよろしいでしょうか。	組織及び配置予定の担当者に求めています。
12	7	4	(1)	3)	③ ウ	入札参加者及び協会の資格等要件	施工実績として入札説明書では、「SRCまたはRC、地上2F以上かつ延べ9,000㎡以上の校舎または研究施設」となっていますが、様式集では、「SRC又はRC、延べ8,000㎡以上の大学研究施設」と記載されています。どちらが正しいのでしょうか。	入札説明書を正とします。様式集は訂正版を掲載致します。
13	8	4	(1)	3)	④	入札参加者及び協会の資格等要件	「請負を実施するに必要とされる資格を有していることを証明した者であること。」とありますが、具体的にどのような資格を想定されいて、どのように証明すればよろしいのでしょうか。	例えば警備業務の場合は警備業法による許可等、業務内容により必要とされる資格であり、証明するものとしては、その資格の写しを提出することと致します。
14	8	4	(1)	3)	④	入札参加者及び協会の資格等要件	「平成5年度以降に、校舎又は研究施設の維持管理業務実績があること。」とありますが、業務範囲は本事業の維持管理業務範囲の全てを包含している必要はあるのでしょうか。	ご質問の通りです。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
15	8	4	(1)	3)	④	入札参加者及び協会の資格等要件	コンピューターセンターは「研究施設」との理解でよろしいでしょうか。	認められません。
16	8	4	(1)	3)	③	入札参加者及び協会の資格等要件	入札説明書 3. (3) 2) ①～⑦の業務について、そのいくつかの業務を異なる場所に所在する複数の校舎又は研究施設で行っている場合で、それらの業務を総合的に合わせると①～⑦を満たしている場合は、維持管理業務実績要件を満たしているとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
17	9	5	(1)	④		競争参加資格確認申請書等の提出	「その他の競争参加資格を証する書類」とは、文部科学省平成14・15年度設計・コンサルティング業者登録証明書類、一級建築士事務所登録証明書類特定建設業の許可証明書、経営事項審査の審査結果通知、建築物環境衛生一般監理業登録証明書などを指すのでしょうか。	入札説明書4 (1) に定める入札参加者が備えるべき要件等において、特に様式集で様式を定めていないものを全てを指します。
18	12	9	(6)			入札執行回数	入札執行回数は、原則として2回を限度とすると思いますが、2回目の入札も不調に終わった場合、その後の入札の方法はどのようなのでしょうか。	2回目の入札も不調となった場合は、随意契約により落札者決定基準に従って落札者を選定するか又は再度公告を行うと予想されます。場合によっては、特定事業の選定を取り消すことも想定されます。
19	13	11	(2)			契約保証金	履行保証保険は工事期間を対象とすることが通常であり、契約締結日から保険を手配することは事業費全体のコスト増につながると思料いたします。着工時に建設工事費のみの履行保証保険を付保することで十分ではないでしょうか。	履行保証保険は設計期間も対象としていますので、契約締結日からとってください。
20	14	開札 (3)				予定価格の公表について	予定価格の公表は行わないとありますが、予定価格 (上限価格) を提示して頂いたほうがより良い施設・事業提案ができるものと考えます。予定価格の公表を行っていただくことは不可能でしょうか。	予定価格の事前公表は行いません。尚、入札に影響する可能性のある制約条件についての必要な情報の通知に関しては、事業契約書 (案) 別紙8を参照してください。
21	15	(3)				審査の方法	審査過程において必要に応じヒアリング等を実施する場合もありますが、「ヒアリング等」とはヒアリングの他に何を示すのでしょうか。また、「必要に応じ」とはヒアリングは必ずしも実施されないということでしょうか。	内容が軽微な場合は、ヒアリング以外の方法で行う場合もあります。また、ヒアリングは必ずしも実施するとは限らないという意味です。
22	16	15	(3)			審査の方法	「必要に応じヒアリング等を実施する」とありますが、その際のプレゼンテーション資料として、提案書以外のものを使用することは可能でしょうか。	プレゼンテーションは実施しません。ただし、ヒアリングの説明資料として提案書以外のものを使用することは可能です。
23	16	15	(3)			審査の方法	ヒアリング等を実施する場合、方式によってはある程度の準備期間等が必要となる場合があります。ヒアリングの有無や、行う場合のスケジュールや形態について、入札の2週間までを目処に確定・通知いただけないでしょうか。	ヒアリングの有無やスケジュール等については、提案の内容により決定する予定です。ヒアリングを行う場合は、開札後出来るだけ早い時期に実施する予定です。
24	16	15	(3)			審査の方法	審査の過程において必要に応じヒアリング等を実施するとありますが、プレゼンテーションの機会があるのでしょうか。	プレゼンテーションは実施しません。
25	16	15	落札者の決定方法 (3)			ヒアリング等の実施について	審査の過程において必要に応じヒアリング等を実施する場合もありますが、この場合のヒアリング等とは特定の事業者グループに対して行うものなのか、それとも全事業者グループに対して行うものなのかどちらでしょうか。また、プレゼンテーション等を実施することは想定されているでしょうか。	提案内容に不明な点や疑問が生じた場合等必要に応じて、全部又は一部のグループに対して実施する予定です。プレゼンテーション等は実施しません。
26	17	16	(2)	④		事業期間中のPFI事業者と地球研の関わり	国立大学の独立行政法人化に際する諸問題 (サービスクの支払担保、文部科学省の保証の有無等) が依然明確化されておりません。早期に指針をお示しいただけないでしょうか。	地球研の大学共同利用機関法人移行後の事業契約上の債務等に関する取決めにについては、入札説明書の別紙「大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱いについて」を参照してください。
27	17	16	事業実施に関する事項 (2)	③		直接協定について	地球研と金融機関との間で直接協定を結ぶことがあると思いますが、この場合独立行政法人移行後の事業契約上の債務に関する取決を行うべく、文部科学省様も含めた3者による直接協定を結ぶことはできないでしょうか。	現段階では、地球研、文科省及び金融機関の3者間で直接協定を締結することは想定しておりません。尚、地球研の大学共同利用機関法人移行後の事業契約上の債務等に関する取決については、入札説明書の別紙「大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱いについて」を参照してください。
28	18	(2)	②			特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等	本事業が終了するまで保有しなければならない特別目的会社の株式とは、特別目的会社の普通株のことであり、優先株、匿名組合出資、株主劣後融資は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。尚、優先株等を想定されている場合には、提案書にて趣旨を含めたご説明 (様式は自由) をお願い致します。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
29	19	16	事業実施に関する事項 (4)	3)		日本政策投資銀行からの調達による条件変更について	地球研は日本政策投資銀行からの調達による条件変更は行わない旨規定されておりますが、一方、事業契約書(案)第6条2項には「事業者は、かかる支援が適用される可能性がある場合には、地球研が事業者に対して支払うサービス対価の軽減について、地球研と協議する」とあります。どちらの規定が優先されるのでしょうか。日本政策投資銀行の有利な資金調達については、事業者の努力規定であり、その場合サービス対価の軽減について協議することに疑問を感じます。	入札説明書に定めるとおり、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利子融資、低利子融資)活用に伴うサービス対価の軽減について、地球研と事業者の間で協議を行うことはございません。
30	19	16	事業実施に関する事項 (4)	3)		日本政策投資銀行融資の取扱いについて	当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているとありますが、日本政策投資銀行の当該融資を織り込んだ場合においても、金利は民間金融機関と同一の金利を用いて提案書(入札価格)を作成するという理解で宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
31	20	18				基本協定書の締結	「落札者は、落札決定後7日以内に基本協定を締結しなければならない」とありますが、構成員各社の捺印手続等だけでも非常にタイトなスケジュールとなります。事業スケジュールの兼ね合いで規定されたものと認識しておりますが、「速やかに」等と表現を修正していただけますでしょうか。	原案通りと致します。
32	20	20	①			事業契約の締結	落札者は、「落札決定後速やかに…」事業契約を締結しなければならない」と規定されておりますが、「速やかに」とは具体的に何ヶ月程度を想定されておりますでしょうか。	入札説明書3(5)2)に定める通り、平成15年9月に事業契約を締結することを想定しております。尚、落札者決定後締結する基本協定書(案)第5条にて契約締結の目処を定める予定です。
33	20	20	③			事業契約の締結	「軽微な事項」とありますが、落札後に事業契約案などについて協議する機会があるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に地球研が公表した「事業契約書(案)」については、入札説明書の付属資料であることから入札条件の一部となっているため、基本的には内容の変更は出来ませんが、内容について地球研及び落札者間で明確化を図り、これに伴う必要な文言修正を行い疑義を解消した上で事業契約を締結致します。
34	20	20	④			事業契約の締結	「違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。」とありますが、どのような場合に請求することを想定されておりますか。事業者に正当な事由があり、事業契約を締結できない場合、違約金は請求されないという理解でよろしいでしょうか。	具体的なケースとしては、代表企業の方針変更等が考えられます。また、後者につきましてはご質問の通りですが、地球研が落札者に正当な事由があると認められる場合と致します。
35	20	20	事業契約の締結①			基準金利決定期日について	サービスに対する対価のうち、割賦元金に対する基準金利の決定期日が落札者決定日となっておりますが、SPCとしては、落札者決定日から金融機関との融資契約締結時までの金利変動リスクを負担することになります。SPCが金利変動リスクを回避するためには、落札者決定日(割賦金利決定時)と同時に金融機関と融資契約を締結する必要があります。しかし金融機関からすると、その時点では地球研と事業者の事業契約が未だ締結されていないため、金融機関が求める担保となる事業者の債権が発生しておりません。適正な官民リスク分担によるVFMの向上という観点から、基準金利決定の時期は、早くとも事業契約締結時、出来る限り施設引渡し時等後ろ倒しにさせていただきようお願いいたします。	基準金利の設定につきましては、ご指摘のような問題があることから文部科学省等で検討致しましたが、国の会計及び予算の法制度、運用に関する規定等により、落札者決定日をもって基準金利を設定することと致しました。入札参加者は、基準金利の決定日と割賦手数料の支払開始日が相違していることに充分留意の上、入札価格を決定してください。
36	20	20	事業契約の締結③			契約交渉について	契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き～中略～変更できないとありますが、軽微な変更の範囲を明確に示していただきたいと思います。	入札公告時に地球研が公表した「事業契約書(案)」については、入札説明書の付属資料であることから入札条件の一部となっているため、基本的には内容の変更は出来ませんが、内容について地球研及び落札者間で明確化を図り、これに伴う必要な文言修正を行い疑義を解消した上で事業契約を締結致します。
37	20	20				事業契約の締結	本事業は、事業契約締結後に大学の独立法人化に伴う発注者の地位の譲渡が想定されているため、プロジェクトファイナンスの組成(発注者・国と融資金融機関の直接協定の締結を含む)に時間がかかることが予想されます。これに関し、SPCと融資金融機関の融資契約及び前記の直接協定の締結を、事業契約発効の停止条件とするという構成をご検討いただけませんか。	プロジェクトファイナンスの組成に相応の時間がかかることは認識しておりますが、「事業契約発効の停止条件」については、現段階では想定しておりません。金融機関との交渉に当たりましては、地球研が入札説明書等で提示した条件を前提として取り組んで頂きたいと存じます。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
38	20					事業契約の締結 ⑤	「事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする」とありますが、事業契約締結に係る費用等は入札に参加するための費用ではなく、本事業を遂行するにあたって必要不可欠な費用であると考えます。よって、当該費用については、設計・建設に係る対価に含めるべきと考えますが、いかがでしょうか。	地球研はこれらの費用を個別には支払わないという趣旨です。サービス対価に含まれるものです。
39	21	27	(1)			提出書類	入札提案書はA3サイズのものとは折りとし、A4サイズにて製本すればよろしいでしょうか。A1サイズについては、どのように提出すればよろしいでしょうか（折って綴じ込み、あるいは別添とし、折り、あるいは筒状またはパネル化）。	A3サイズは折りとし、A4サイズで製本してください。A1サイズについては、数枚程度であれば折って綴じ込みとして差し支えありませんが、それ以上であれば別添として筒状で提出してください。
40	24	28	(6)	①		その他	配置予定技術者は、実際の工事開始時には資格要件を満たす他の者に変更することは可能でしょうか。	原則として認められません。ただし、やむ終えない理由がある場合は、協議するものとします。実際の施工にあたって、配置予定の技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限らせていただきます。
41	26	添付資料1	No.10			リスク分担保	外形標準課税につきましては、負担者：事業者とありますが、一方、資料1 事業契約書（案）別紙11には「①本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更、②消費税に関する法令変更、③法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更」とありますので、利益に課される税金ではない外形標準課税につきましては、大学側負担として頂けないのでしょうか。	外形標準課税につきましては、事業契約書（案）別紙11に記載の通り、当該導入により生じる増加費用及び損害は、すべて事業者が負担するものと致します。
42	26	添付資料1	リスク分担保 No.5			政治・行政リスクについて	地球研の債務負担行為の設定に関する承認が得られない場合のリスクは地球研のリスク負担となっていますが、独立行政法人移行後の地球研の当該債務負担能力は、新法人の中期計画等に文部科学省が必要な予算措置を行うことにより確保されると理解しております。この場合、リスク負担が地球研にあるとはいえ、文部科学省の予算措置がなされる前提であり、文部科学省の予算措置は必ず行われるものと理解して宜しいでしょうか。	地球研の大学共同利用機関法人移行後の事業契約上の債務等に関する取決めにについては、入札説明書の別紙「大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱について」を参照してください。
43	No.52					リスク分担保	自治体のゴミ引き取り単価の増額、引き取り範囲の変更や施設からのゴミ発生量の増大は、事業者の取るリスクでは無いと考えてよろしいでしょうか。	ご質問にある事象が物価変動に基づくものである場合には、事業契約書（案）別紙8に定めるところにより改定を行います。また、法令変更に基づくものである場合には、同別紙11に定めるところによります。尚、施設からのゴミ発生量の増大に伴うコスト増については、それが地球研の指示による事業内容・用途の変更等に起因する場合には地球研のリスクとし、それ以外の要因による場合には事業者のリスクと致します。
44	No.56					リスク分担保	修理費増大リスクが、事業者にあるとなっておりますが事業期間中に行う修繕費と考えてよろしいのでしょうか。	事業者の実施した維持管理が不適切であったことが要因で様式集45＜長期修繕計画書＞にてご提案された事業期間中における修繕費を大幅に上回った場合には、事業者がリスクを負担頂くことが適切であると考えます。この場合には、事業者と地球研との間で帰責性を判断するため事業契約書（案）第8条に基づき関係者協議会を開催し、場合によっては事業者に応分の負担をして頂く方針です。

<別添資料1 事業契約書（案）>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
1	1	2-3行目				前文・発注者氏名	発注者の氏名については、「総合地球環境学研究所が法人化された場合は、事業契約の発注者の名義を変更する予定である。」とありますが、具体的にはどのように変更されるのでしょうか。	現時点では未定であり、お答えすることができません。
2	1	前文	発注者			独法化後の契約当事者（発注者）について	H14.6.25閣議決定に基づき、地球研が法人化された場合は、事業契約の発注者の名義を変更するとありますが、その場合発注者名義を具体的にご教示ください。	現時点では未定であり、お答えすることができません。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
3	1	前文	発注者			独法化後の新法人の中での地球研の取扱いについて	現在得られる情報によると、大学共同利用機関の再編について、地球研は他の4機関と再編され、新たな法人である「人間文化研究機構（仮称）」となるということですが、当該新法人の中での現在の地球研の位置付け及び当該契約の位置付けの明確な考え方を示してください。	文部科学省のホームページにて公表しております。こちらをご参照下さい。 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/02/f_030222.htm
4	1	前文	発注者			前文	「＊平成4年6月25日の閣議決定に基づき総合地球環境学研究所が法人化された場合は、事業契約の発注者の名義を変更する予定である。」との記載がありますが、その場合に、サービス対価の支払いを含む事業契約に基づく大学の権利義務がどのように承継され法的に担保されるかについてのご説明をお願いします。	地球研の大学共同利用機関法人移行後の事業契約上の債務等に関する取決めにについては、入札説明書の別紙「大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱いについて」を参照してください。
5	6	第1条	(18)			定義	「別紙11」とは「別紙8」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘の通りです。事業契約書（案）を修正致します。
6	7	第6条	2項			事業者の資金調達	「事業者は、かかる支援が適用される場合には、地球研が事業者に対して支払うサービス対価の軽減について、地球研と協議する」とありますが、「入札説明書 19ページ 16・(4)・3」無利子融資の適用」には、「入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、地球研は同行からの調達の可否による条件変更は行わない」とあります。事業者が当該リスクを負担する以上、サービス対価軽減に関する協議も必要ないものと考えますが、事業契約書（案）の本条項における前述の文言は削除して頂けないでしょうか。	入札説明書に定めるとおり、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）活用に伴うサービス対価の軽減について、地球研と事業者の間で協議を行うことはございませんが、将来適用される可能性のある「財政上・金融上の支援」を排除しないため、本条文は削除する必要はないものと考えます。
7	7-8	第6条	2項			事業者の資金調達	PFI法第16条（支援等）に規定された財政上及び金融上の支援が適用される可能性がある場合には、地球研が事業者に対して支払うサービス対価の軽減・とあり、一方、実施方針に対する質問回答（p6、No92）には、無利子融資や低利子融資の資金調達に関わるリスクは事業者に移転し、当該融資を受けた場合に生じる差益（差損）は民間事業者が教授する旨の記載があります。すなわち、事業契約書（案）に記載されている「財政上・金融上の支援」とは、政策投資銀行による無利子融資・低利子融資は除外したものと解釈してよろしいのでしょうか。そうであれば、現在想定される「財政上・金融上の支援」には、具体的にどのようなものがありますか。	入札説明書に定めるとおり、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）活用に伴うサービス対価の軽減について、地球研と事業者の間で協議を行うことはございません。また、現時点で想定される「財政上・金融上の支援」はございませんが、将来適用される支援を排除しないため、本条文は変更致しません。
8	8	第8条				関係者協議会	本条に規定されている関係者協議会の開催頻度、委員構成の範囲と規模及び運営などに係る費用分担についてお示し下さい。	ご質問頂いた内容も含めて、地球研及び事業者の協議により定めるものと致します。
9	8	第9条				本件土地の使用	本件土地に対し事業者が取得する権利は、国有財産法に基づく使用許可との理解でよろしいでしょうか。	国有財産法に基づく使用許可ではございません。本件土地の使用に際しては、工事用地等使用許可願を提出して頂きます。尚、工事開始日以前に土地を使用する必要が生じた場合は、工事用地等使用届を提出して頂きます。
10	8	第9条				本件土地の使用	本件土地の使用については使用貸借契約を別途結ばれるということでしょうか。また、事業者の使用については建設に伴う各種調査、準備工事のため、工事開始日以前に土地の提供をご検討いただけるのでしょうか。	本件土地の使用に際しては、工事用地等使用許可願を提出して頂きます。尚、工事開始日以前に土地を使用する必要が生じた場合は、工事用地等使用届を提出して頂きます。
11	8	第10条	1項			許認可・届出等	「取得・維持すべき許認可」は、「所得・維持すべき許認可」の誤りでしょうか。	「取得・維持すべき許認可」の文書で間違いございません。
12	8	第10条	1項			許認可・届出等	本事業では、事業者にて取得すべき許認可に開発許可申請等は含まれず、地球研にて開発に準じる協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。	申請の名義は、地球研とすることで現在協議を進めています。平成16年3月までに、開発に関する工事が完了する場合は、開発許可申請自体がないものとしてお考え下さい。H16年4月以降については未定です。
13	9	第12条	1項			本件施設の設計	地球研が行なう基本設計の内容の確認の遅れは工期に影響を及ぼす事より、回答期限を設定していただきたく存じます。例えば「地球研は、これらの内容の確認を行ない、7日以内に地球研から特段の通知がない場合は、地球研が確認したものとなります。」	遅滞ない確認を想定しています。
14	9	第12条	7項			本件施設の設計	設計受託者に関する何らかの紛争等に起因する遅延とは、地球研の責によらない紛争に限定すべきではないでしょうか。	原文のままと致します。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
15	10	第13条	2項			設計図書の変更	「特別の理由があるときは、本件工事費等の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。」とありますが、上記は具体的にはどうことを示すのでしょうか。	増加費用を新たに予算措置することが難しい場合に、仕上げのグレード等を変更することで金額の調整を行うことを想定しています。
16	10	第13条	2項			設計図書の変更	「合理的な追加費用が発生するときは、その増加費用を負担する。」とありますが、維持管理業務に係る費用の増加を含む、との理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務に係る費用に限られる旨、明確化すべく文言を修正致しました。維持管理業務に係る費用の変更が生じる場合には、関係者協議会にて検討いたします。
17	10	第13条	6項			設計図書の変更	サービス対価のうち維持管理業務に係る対価の減少額相当分を同額減少させるとありますが、仮に清掃面積が減少しても減少面積が少なく、清掃に要する人員の減少に結びつかない場合は、当該人員の人員費等固定経費は減少されず、実作業に要する洗剤等消耗品の費用のみ減額対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第19条6項に示す対価内訳書に基づき実際に減少した額を減額対象といたします。清掃に要する人員が減少しなくても、労働時間の短縮により人員費が減少した場合には、減額の対象になり得ます。人員費が減少しないのであれば、消耗品の費用のみが減額対象になるのはご理解の通りです。
18	12	第18条	1項			設計モニタリング	「本件施設の設計状況その他について、事業者事前に通知した上で事業者に対してその説明を求めることができる」とありますが、万が一、地球研側から通常の報告の限度を超えた説明要求があると、工期の延長等、事業の円滑な進行に障害となってしまう恐れがあります。進捗状況の確認については、合理的な理由がある場合に限定する旨の文言を規定すべきと考えますが、いかがでしょうか。	通常の報告の限度を超えるような説明要求を地球研から行う予定はありません。
19	12	第18条				設計モニタリング	本条の内容は「地球研による設計変更の指示又は申し入れ」の場面につながると考えられます(第18条3項)。地球研より事業者に伝達される指摘事項と、意見については「関係者協議会」においてその対応を協議されると理解してよろしいでしょうか。	設計モニタリングは、本件施設が要求水準書等に基づき設計されていることを確認するために行うものであるため、これに伴う指摘事項は設計図書の修正であり、設計変更には当たらないものと考えております。
20	12	第19条	1項			設計の完了	地球研が行う基本設計及び詳細設計の設計完了確認の遅れは工期に影響を及ぼす事より、回答期限を設定していただきたく存じます。例えば「地球研は、これらの内容の確認を行ない、7日以内に地球研から特段の通知がない場合は、地球研は事業者に対し、確認書を交付するものとする。」	遅滞ない確認を想定しています。
21	14	第23条	2項			建設期間中の第三者の使用	工事の元請者(構成員たる建設会社)から通常2次、3次以上の下請けが派生しますが、その全てにおいて承諾が必要でしょうか。	全てにおいて承諾が必要であると考えております。事業者にとって対応があまりにも煩雑である場合には検討致します。
22	15	第28条	2項			本件施設の建設に伴う近隣対策	「合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する」とありますが、上記の合理的に要求される範囲とは具体的にはどの程度を示すのでしょうか。	建設工事における近隣対策で社会通念上合理的に要求される範囲であると考えられます。具体的には事業者のご判断にお任せ致します。
23	15	第28条	5項			本件施設の建設に伴う近隣対策	「ただし、本件施設を設置・運営すること自体に直接起因するものについては地球研が負担する。」とありますが、上記は具体的にはどういう状況を示すのでしょうか。	例えば、建設予定地に地球研を設置すること、又は研究を行うこと自体に地域住民が反対する場合を想定しています。
24	15	第28条				本件施設の建設に伴う近隣対策	近隣対策範囲については「条例」に規定される範囲内のものであり、それ以外の近隣への対策は、事業者の責に帰らないものと考えてよろしいでしょうか。	近隣対策範囲については、通常の公共工事同様に騒音、振動等地域住民の生活環境に与える影響を十分勘案していただいたいと考えております。
25	15	第28条				本件施設の建設に伴う近隣対策	本件施設の建設に伴う、近隣からの要望・約束事項等が既にありましたら、その内容をご教示下さい。	「敷地境界に、新たに擁壁及び囲障等を設置し、土砂等の流出がないようにすること。」また、「現在の雨量以上の雨水は公共下水に排水すること。」を近隣から要望があり本事業で行うことを既に約束しております。
26	16	第29条	1項			地球研による説明要求及び建設現場立会い	「本件工事の進捗状況その他について、随時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は地球研の要請があった場合にはかかる報告を行わなければならない」とありますが、万が一、地球研側から通常の報告の限度を超えた要請があると、工期の延長等、事業の円滑な進行に障害となってしまう恐れがあります。進捗状況の確認については、合理的な理由がある場合に限定する旨の文言を規定すべきと考えますが、いかがでしょうか。	通常想定される報告の限度を超えるような説明要求を地球研から行う予定はありません。
27	17	第30条	1項			工事の中止	「地球研は必要と認めた場合には……本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる」とありますが、この場合において事前に事業者との協議又は事業者の弁明が必要と考えます。さらに、「一定の協議期間」も必要と考えます。地球研の見解をお示しください。	状況が許せば可能な限り事業者との事前協議の上、決定すべきと考えますが、危険を伴う場合や緊急の場合などは協議なしで工事を中止せざる終えない状況もあると考えます。尚、事前協議の場については、事業契約書(案)第8条の関係者協議会設置要綱にて、事業者と地球研とで協議して定めるものと致します。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
28	17	第30条	2項			工事の中止	事業者が損害を及ぼした場合に、地球研は「合理的な増加費用」又は「合理的な損害」を負担すると規定されていますが、当該中止が、事業者の帰責事由以外を原因とするものである場合は、事業者が被る全ての損害（逸失利益を含む）が補償されるべきではないでしょうか。	相当因果関係範囲内であれば補償対象となり得ますが、無制限に認められるものではなく、社会通念上相当な範囲に制限されます。なお、損害賠償の範囲については、逸失利益は含みません。
29	17	第31条	1項			本件工事中に第三者に生じた損害	事業者が賠償責任を負うのは、事業者に責めのある場合に限られる、との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第31条2項の場合を除き、お考えの通りです。
30	17	第31条	1項			本件工事中に第三者に生じた損害	公共工事標準請負約款のように、工事に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の損害は、地球研の負担、との理解でよろしいでしょうか。	請負契約の発注者として事業者が通常負担すべき範囲のものであると考えております。
31	17	第31条				本件工事中に第三者に生じた損害	工事の施工に伴い通常避けることができない騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした場合は、地球研の負担としていただけないでしょうか。	請負契約の発注者として事業者が通常負担すべき範囲のものであると考えております。
32	17	第33条	4項			地球研による本件施設の完工確認及び完工確認通知の交付	完工確認通知書を受領しなければ、維持管理業務を開始できないので、別紙3第2項に掲げられている保険の一部については、付保する期間が到来していないことが考えられます。そうすると、完工確認通知書を受領するため必要な保険証書は提出できないという事態が発生するのではないのでしょうか。	7日以内に交付します。
33	18	第33条	4項			地球研における本件施設の完工確認及び完工確認の交付	「完工確認通知書」は保険証書の写し等の提出後何日以内に交付されるのか具体的に規定していただけますでしょうか。	7日以内に交付します。
34	18	第33条	4項			地球研による完工確認及び完工確認通知の交付	地球研から事業者への完工確認通知書の交付についてですが、通知書の交付に関する期限が設定されておりません。完工確認通知書の交付が遅延したことにより引渡しが遅延してしまう事態を回避するために、「別紙5に掲げるしゅん工図書とともに地球研に対して提出した場合、提出後●日以内に事業者に対して…」という形で期限を設ける必要があると考えますが、いかがでしょうか。	7日以内に交付します。
35	18	第36条				事業者による本件施設の引渡し及び地球研による所有権の取得	建物の表示登記・保存登記は大学側に費用負担を含め実施するとの理解で宜しいでしょうか。	表示登記については事業者が行ってください。保存登記については、地球研が行いますので、地球研の要請があるときには、協力をお願いします。
36	19	第38条	1項			サービス対価の支払い等	別紙11に従い支払うとありますが別紙8ではないでしょうか。	ご指摘の通りです。事業契約書（案）を修正致します。
37	19	第38条	1項			サービス対価の支払等	「別紙11」とは「別紙8」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘の通りです。事業契約書（案）を修正致します。
38	19	第38条				サービス対価の支払等	「別紙11に従い」とありますが、「別紙8に従い」の誤りでしょうか。	ご指摘の通りです。事業契約書（案）を修正致します。
39	20	第40条	2項			本件施設の維持管理に伴う近隣対策	費用負担ばかりでなく、近隣住民等の要望活動・訴訟に対する対応も地球研においてなされる、との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
40	20	第40条	2項			本件施設の維持管理に伴う近隣対策	本件施設の設置自体に起因する要望活動・訴訟への対応及び訴訟費用等の負担は、地球研との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
41	20	第40条				本件施設の維持管理に伴う近隣対策	本件施設の維持管理に伴う、近隣からの要望・約束事項等が既にありましたら、その内容をご教示下さい。	「敷地境界に、新たに擁壁及び囲障等を設置し、土砂等の流出がないようにすること。」また、「現在の雨水量以上の雨水は公共下水に排水すること。」を近隣から要望があり本事業で行うことを既に約束しております。
42	20	第41条	2項			維持管理期間中の第三者の使用	維持管理業務で2次、3次以上の下請け派生が考えられますが、その全てにおいて承諾が必要でしょうか。	全てにおいて承諾が必要であると考えております。事業者にとって対応があまりにも煩雑である場合には検討致します。
43	20	第42条、第43条				工期の変更、本件施設の引渡し遅延による費用負担	42条、43条は「第4章本件施設の建設」に記載すべき内容と存じます。	ご指摘の通りです。事業契約書（案）を修正致します。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
44	21	第42条	2項			工期の変更	不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期が遵守出来ない場合は工期の変更について協議することですが、協議が整わない場合の協議期間について規定がありません。地球研による合理的な工期の設定に至るまでの協議期間について規定してください。	協議期間の規定或いは協議が整わない場合の対応については、事業契約書(案)第8条の関係者協議会設置要綱にて、事業者と地球研とで協議のうえ、定めることと致します。
45	21	第43条	1項			本件施設の引渡し遅延による費用負担	①地球研の責めに帰すべき事由により引渡しが遅延した場合、増加費用を支払うとされていますが、その支払方法を明確に規定していただけないでしょうか。 ②また、その場合の事業期間は延長されるのでしょうか。 ③延長されないとすれば、実際の引渡日が当初の引渡予定日より後日に延長された場合の、割賦代金額の変更方法と支払方法について規定する必要があるのではないのでしょうか。仮に、地球研の帰責事由により、当初の引渡日より6ヵ月後に実際の引渡が行われた場合、第1回目の割賦代金は第2回目の支払日に併せて2回分支払われるのでしょうか。それとも、割賦元本と割賦金利を残事業期間の元利均等払いで、6ヵ月毎の残回数で支払われるのでしょうか。	①一般的には予算要求を行い、示達後に支払いを行いません。 ②事業期間の延長は行いません。 ③サービス対価の支払方法に変更が生じる場合には、その段階において新たに予算協議を行い、支払スケジュール等を決定することになると予想されます。具体的な事柄については、事業者と地球研の間で協議のうえ、支払方法を定めた変更契約書を取り交わします。
46	21	第43条	1項			本件施設の引渡し遅延による費用負担	地球研の責に帰すべき事由により本件施設の引渡しが遅延した場合に、地球研は合理的な増加費用を支払うが、遅延損害金を負担しないと規定されていますが、本条第2項との公平性の観点から、事業者が被る全ての損害(逸失利益を含む)が補償されるべきではないでしょうか。	相当因果関係範囲内であれば補償対象となり得ますが、無制限に認められるものではなく、社会通念上相当な範囲に制限されます。なお、損害賠償の範囲については、逸失利益は含みません。
47	21	第43条	1項			本件施設の引渡し遅延による費用負担	地球研の責めによる引渡しの遅延は事業者が負担した合理的な増加費用に限定されるにも関わらず、事業者の責めによる引渡しの遅延は地球研が負担した増加費用に加え、遅延損害金まで支払うのは片務的であると考えます。2項の事業者帰責の場合も、1項と平仄を合わせ、地球研が負担した合理的な費用に限定すべきと考えますが、いかがでしょうか。	事業契約書(案)第43条2項については修正いたします。
48	21	第43条	2項			本件施設の引渡し遅延による費用負担	事業者の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡が遅延した場合、地球研が負担した増加費用及び損害のほか年8.25%の遅延損害金を事業者が負担とされていますが、このままでは、地球研は実損害以上に利得することとなります。年8.25%の遅延損害金よりも実損害額が多い場合に、その差額を請求することができると修正いただけないでしょうか。事業者に工期順守意識を与えるためのペナルティを規定しているものと思われますが、そうであるとすれば、第1項において地球研は遅延損害金を負担しないこととされており、ペナルティなしとされていることに比べて、不公平な契約ではないでしょうか。公共は過ちを犯さないが、民間事業者は鞭で叩かねばというお考えなのではないでしょうか。	ご意見として承りました。ご提案の形式に事業契約書(案)を修正いたします。
49	21	第43条	2項			本件施設の引渡し遅延による費用負担	遅延損害金は通常、損害賠償額の予定と解釈されますが、地球研が負担した増加費用及び損害額に加えてかかる遅延損害金を支払うことは過度に事業者負担を強いるものと思料いたします。遅延損害金のみを支払にて、目的が達せられるのではないのでしょうか。また、「引渡しを受けた部分に相当する額を控除」とありますのは、地球研は完成部分については部分引渡しを受け、との理解でよろしいでしょうか。	前段については条項を修正いたします。後段につきましては、部分引渡しは原則として行いませんが、引渡遅延などの不測の事態では、状況によって行う場合も想定されます。
50	21	第43条	2項			本件施設の引渡し遅延による費用負担	「設計・建設業務に係る対価相当額から本件施設に係る引渡しを受けた部分に相当する額を控除した額」とありますが、本件施設の引渡しが遅延する場合、一部を引き渡す(部分引渡)ことは可能なのではないでしょうか。	部分引渡しは原則として行いませんが、引渡遅延などの不測の事態では、状況によって行う場合も想定されます。
51	21	第43条				本件施設の引渡し遅延による費用負担	当該遅延については、事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者による地球研への遅延損害金支払いが規定してありますが、地球研の責めに帰すべき事由による場合には、地球研は遅延損害金を負担しないとなります。事業者による遅延損害金支払規定を削除して頂くか、あるいは、地球研の責めに帰すべき事由による場合にも、地球研による事業者への遅延損害金の支払規定を設けて頂けないでしょうか。	ご意見として承りました。

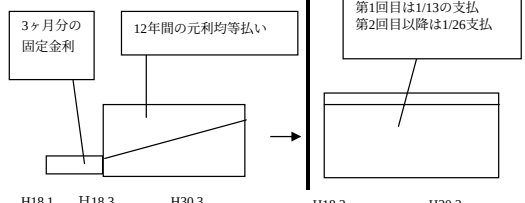
No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
52	21	第44条	2項			本件施設の維持管理	①「維持管理業務に関し必要とされる水準のサービスを継続的に提供されることに對してサービスの対価を支払う。」とされていますが、第5条で「以下、総称して要求水準書等という。」と規定しているにもかかわらず、「必要とされるサービスの水準」と規定されているのは、「要求水準書等に記載の水準」を満たしていても地球研が満足する水準が満たされていなければ、サービス対価は支払われないことがあるという意味なのでしょうか。そうであるとするは、地球研のどなたの主観的な満足を得られれば支払っていただけるのでしょうか。このような表現をされた理由をご説明願います。 ②また、「継続的に提供する」と規定されていますが、サービス水準を継続的にクリアできない場合でも（モニタリングの結果減額されることはあっても）、サービス対価は支払われるものと推察いたしますが、「継続的に」と規定された理由をご説明願います。	①については要求水準が満たされていればサービス対価はお支払いいたします。 ②維持管理業務は、設計建設業務のように1度行えば完了するものではなく、継続的に行うものであると考えます。従って継続的に提供することが当然の条件であるため規定いたしました。維持管理のサービス水準を継続的にクリアできないのであれば、それは維持管理として不適切であると考えます。
53	21	第44条	3項			本件施設の維持管理	要求水準書の変更起因して維持管理業務の費用が減少するときは当該減少費用相当額をサービス対価から減額するとありますが、仮に清掃面積が減少しても減少面積が少なく、清掃に要する人員の減少に結びつかない場合は、当該人員の人員費等固定経費は減少されず、実作業に要する洗剤等消耗品の費用のみ減額対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第19条6項に示す対価内訳表に基づき実際に減少した額を減額対象といたします。清掃に要する人員が減少しなくても、労働時間の短縮により人員費が減少した場合には、減額の対象になります。人員費が減少しないのであれば、消耗品の費用のみが減額対象になるのはご理解の通りです。
54	22	第46条	1項			従事職員名簿の提出等	「維持管理業務に従事する者の名簿を地球研に維持管理業務開始前に提出し、異動があった場合、速やかに大学に報告せねばならない」とありますが、異動がある都度報告を行うのは、非常に煩雑であると考えます。名簿の提出義務は削除することは可能でしょうか。	地球研としては、事業者に限らずすべての施設利用者を把握したいと考えています。そのため、作業従事者に異動があればその都度報告をしてください。但し、事業者にとって対応があまりにも煩雑である場合には、検討致します。
55	24	第52条及び別紙				サービス対価の返還	本条第1項及びモニタリングによるサービス対価の減額は、設計・建設業務に係る対価に及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	そのようなご認識で結構です。
56	24	第54条	1項			第三者に及ぼした損害	事業者が賠償責任を負うのは、事業者に責めのある場合に限られる、との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第54条4項の場合を除き、お考えの通りです。
57	24	第54条	1項			第三者に及ぼした損害	維持管理業務の履行に伴い通常避けることができない損害は、地球研の負担、との理解でよろしいでしょうか。	請負契約の発注者として事業者が通常負担すべき範囲のものであると考えております。
58	25	第55条	2項			施設の損傷	第三者(別紙3第2項記載の保険の被保険者以外の者)による本件施設の損傷に対しては、当該保険では保険金が支払われないことになります。これは当該保険の被保険者に賠償責任が発生しないためです。従いまして、当該保険で保険金が支払われない損害については、全額地球研が負担すると考えてよろしいのでしょうか。	そのようなご認識で結構です。
59	25	第56条	3項			契約期間	「契約期間終了時に本件施設が事管理サービス水準を満たさない場合」とありますが、「事管理サービス」の「事」は削除されるのでしょうか。	「維持管理サービス」の誤植です。事業契約書(案)を修正致します。
60	25	第56条	3項			契約期間	「事管理サービス」とは「維持管理サービス」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘の通りです。事業契約書(案)を修正致します。
61	26	第58条	1項	(2)		引渡日前の解除	地球研による契約解除事由に「設計・建設期間内に本件施設が完成しないとき」とありますが、設計・建設期間である平成17年12月末日までに施設が完成しないだけで、契約解除事由となるのは、厳しすぎるのではないかと考えます。合理的な理由等があれば契約解除としない治療期間を規定すべきと考えますが、いかがでしょうか。	設計・建設期間内に本件施設が完成しない場合、地球研としては、暫定研究施設の使用期限延長が出来ないと予想される上、研究活動に支障が生じ研究成果を達成できないなどの損害が発生すると予想されます。そのため、事業者が工期遵守の意識を高めて頂くために契約解除事由とすることとしています。契約解除が主たる目的でないことをご理解下さい。
62	26	第58条	1項	(2)		引渡日前の解除	「相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと地球研が認めたとき」とされていますが、「地球研が認めるべき合理的理由があるとき」と修正していただけないでしょうか。	原文のままと致します。
63	26	第58条	2項			引渡日前の解除	「設計・建設業務に係る対価相当分」には割賦手数料(金利)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	割賦手数料(金利)が含まれないよう、文言を修正致しました。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
64	26	第58条	2項			引渡日前の解除	「地球研は、本件施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができる」とありますが、これでは建設期間中の資金調達が困難となってしまいます。(地球研側に買い取らないオプションもあるため)同条4項で規定する本件土地の原状回復を大学より指定された時以外は、「その全部又は一部を買い受けるものとする」とすべきと考えますが、いかがでしょうか。	ご意見として承りましたが、状況によっては原状(更地)回復が社会通念上非合理的であり、かつ買い取ることにより地球研に損害等が生じるため買い取れない場合も想定されます。
65	26	第58条	4項			引渡日前の解除	本項により本件土地の原状(更地)回復を求められるのは、事業者の責めに帰すべき事由の場合に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	そもそも本条は事業者の債務不履行のケースに関する規定です。
66	26	第58条	4項			引渡日前の解除	「原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合」とありますが、この社会通念上合理的であると認められる場合についての定義が曖昧です。具体的な事例をお示しください。	例えば出来形部分が僅かで、出来形部分を撤去し新たな施設を建設した方が、施設整備費用が少なくて済むケース等を想定しております。このような場合、土地を原状回復することが社会通念上合理的であると考えられます。
67	26	第58条				引渡日前の解除	「この場合、地球研は、相殺後の残高を解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。」とありますが、支払利息相当額についてはお支払い頂けないのでしょうか。また、お支払い頂ける場合、支払利息の適用金利はどのように考えられるのでしょうか。	設計・建設業務に係る対価の定義については、事業契約書(案)別紙8、2アのとおり、本件工事費等と割賦手数料を合わせた金額です。また、割賦手数料は、落札者決定日における基準金利と事業者が提案したスプレッドの合計とすることで変更ございません。
68	27	第59条	1項	(3)		引渡日以後の解除	維持管理体制の整備が、本件引渡日より「30日」の遅延で契約解除されると規定されていますが、治癒期間が短すぎると考えます。第60条2項と同じく「60日」に修正いただけませんかでしょうか。	維持管理体制整備を確認した上で引渡を受けることになっているため(第35条)、本号に定めた状態は理屈の上では生じないはずですので、1項(3)につきましては削除致します。
69	27	第59条	2項			引渡日以後の解除	違約金は通常、損害賠償額の予定と解釈されますが、地球研が被った損害に加えてかかる違約金を支払うことは過度に事業者負担を強いるものと思料いたします。違約金のみの支払にて、目的が達せられるのではないのでしょうか。	ご意見として承りました。因みに、本条文はペナルティを厳しくすることにより、長期に渡る維持管理業務を適切に行っていた(インセンティブを課すことを目的としており、違約金を徴収することを主たる目的としたものではないことをご理解下さい。
70	27	第59条	3項			引渡日以降の解除	第3項での「未払いのサービス対価」とは、「設計・建設業務に係る対価」をさすのでしょうか。あるいは、「維持管理業務に係る対価」をさすのでしょうか。	未払いである限り、設計・建設、維持管理双方を含みます。
71	27	第59条				引渡日以降の解除	「なお、地球研は、サービス対価のうち設計・建設業務に係る対価の残額に相当する金額については、解除前の支払スケジュールに従って支払う。」とありますが、支払利息相当額についてはお支払い頂けないのでしょうか。また、お支払い頂ける場合、支払利息の適用金利はどのように考えられるのでしょうか。	設計・建設業務に係る対価の定義については、事業契約書(案)別紙8、2アのとおり、本件工事費等と割賦手数料を合わせた金額です。また、割賦手数料は、落札者決定日における基準金利と事業者が提案したスプレッドの合計とすることで変更ございません。
72	27	第60条	3項			地球研の債務不履行による契約終了	「地球研は、事業者に対し、当該終了により事業者が被った損害を賠償する。」との記述がありますが、この損害とは逸失利益も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	相当因果関係範囲内であれば補償対象となり得ますが、無制限に認められるものではなく、社会通念上相当な範囲に制限されます。なお、損害賠償の範囲については、逸失利益は含みません。
73	27	第60条	3項			地球研の債務不履行による契約終了	設計・建設業務に係る対価相当分の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うと規定されていますが、地球研による債務不履行で主に想定されるものは、サービス対価を支払いスケジュール通りに支払わないことと想定されます。それを理由として事業契約が解除された場合に、解除前の支払スケジュールに従って支払うとは理屈に合わないと考えます。一括払いと修正いただけませんかでしょうか。	ご意見として承りましたが、一括払いとすることは致しません。
74	27	第60条	3項			地球研の債務不履行による契約終了	地球研の債務不履行により契約が終了したにも関わらず、設計・建設に係る対価相当分の残額の支払方法については、「解除前の支払スケジュールに従って支払う」と限定されております。地球研の債務不履行により契約解除となる状況では、地球研の将来の債務負担能力に疑問が残る事態も想定されますので、支払方法については、「一括で支払い、その際に発生した追加金融費用等も負担する」という選択肢も規定すべきであると考えますが、いかがでしょうか。	ご意見として承りますが、現段階ではお考えのような選択肢は想定しておりません。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
75	27	第61条				地球研による任意解除	①地球研による任意解除が規定されていますが、本事業に係る国庫債務負担が設定されているにも拘らず、何故任意解除の解除の規定が必要なのでしょう。本条は削除いただけませんか。 ②地球研による任意解除について、具体的に想定されているケースが有ればご教示ください。 ③地球研による任意解除の場合に、「設計・建設業務に係る対価に相当する部分を、解除前の支払スケジュールに従って支払う。」と規定されていますが、一括払いとされるべきではないでしょうか。 ④当該解除により事業者が賠償される「損害」には、スワップ解約コスト等の金融コスト、業務委託契約の解約コスト等を含む全ての損害及び事業者の逸失利益が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	①契約期間が長期間であり、現在では想定できない事態が発生しないとも限らないため、本条は削除しません。 ②特にございません。 ③一括払いとすることはできません。 ④業務委託契約の解約コスト等を含む当該解除により事業者が被った損害を想定しております。尚、解除前のスケジュールどおり支払う場合には指摘のスワップ解約コスト等の金融コストは発生しないものと認識しております。また、逸失利益が含まれるか否かは、相当因果関係範囲内であれば補償対象となり得ますが、無制限に認められるものではなく、社会通念上相当な範囲に制限されます。なお、損害賠償の範囲については、逸失利益は含みません。
76	28	第61条	2項			地球研による任意解除	「事業者が被った損害」には、増加費用、逸失利益も含まれる、との理解でよろしいでしょうか。	相当因果関係範囲内であれば補償対象となり得ますが、無制限に認められるものではなく、社会通念上相当な範囲に制限されます。なお、損害賠償の範囲については、逸失利益は含みません。
77	28	第61条				地球研による任意解除	「地球研は、サービス対価のうち設計・建設業務に係る対価に相当する部分を、解除前の支払スケジュールに従って支払う。」とありますが、支払利息相当額についてはお支払い頂けないのでしょうか。また、お支払い頂ける場合、支払利息の適用金利はどのように考えられるのでしょうか。また「当該解除により事業者が被った損害を賠償する」とありますが、資金調達のコスト等についてもご負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務に係る対価の定義については、事業契約書(案)別紙8.2アのとおり、本件工事費等と割賦手数料を合わせた金額です。また、割賦手数料は、落札者決定日における基準金利と事業者が提案したスプレッドの合計とすることで変更ございません。また、解除前のスケジュールどおり支払う場合にはそもそも資金調達のコストは発生しないものと考えられます。
78	28	第61条				地球研による任意解除	本件施設の引渡しが完了しているときは、維持管理のサービス対価の未払いも支払われる旨、明記していただけないでしょうか。また、地球研は事業者に対して当該解除により事業者が被った損害を賠償するとなっておりますが、この損害には逸失利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。相当因果関係の範囲の損害とされる場合には、信頼利益だけでなく、履行利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては既に履行された維持管理サービスの対価については支払われる旨、明記します。後段につきましては、相当因果関係範囲内であれば補償対象となり得ますが、無制限に認められるものではなく、社会通念上相当な範囲に制限されます。なお、損害賠償の範囲については、逸失利益は含みません。
79	28	第61条				地球研による任意解除	地球研による任意解除権については削除して頂くようお願いいたします。契約当事者一方にのみ任意解除権が認められている場合、片務契約とみなされます。他の法律等との絡みで、当該条文が削除できない場合は、その際の地球研側のペナルティとして事業者の逸失利益の補償を規定して頂きたいお願いいたします。	ご意見として承りましたが、原文のままと致します。尚、逸失利益の補償につきましては、相当因果関係範囲内であれば補償対象となり得ますが、無制限に認められるものではなく、社会通念上相当な範囲に制限されます。なお、損害賠償の範囲については、逸失利益は含みません。
80	28	第62条				法令変更による契約の終了	「地球研は、サービス対価のうち設計・建設業務に係る対価相当分の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。」とありますが、支払利息相当額についてはお支払い頂けないのでしょうか。また、お支払い頂ける場合、支払利息の適用金利はどのように考えられるのでしょうか。	設計・建設業務に係る対価の定義については、事業契約書(案)別紙8.2アのとおり、本件工事費等と割賦手数料を合わせた金額です。また、割賦手数料は、落札者決定日における基準金利と事業者が提案したスプレッドの合計とすることで変更ございません。
81	28	第62条				法令変更による契約の解除	事業者がすでに維持管理業務を開始している場合、地球研は、維持管理業務を終了させるために要する費用を事業者を支払うものとする必要がありますが、維持管理業務を実施するために維持管理業務の受託企業が行った初期投資(清掃用具の購入等)はこの費用に含まれると理解でよろしいでしょうか。また、本件施設が未完成の場合でも、完成間近の場合に、維持管理業務受託企業が上記初期投資を行なっているときは、その費用も支払われるべきと存じますが、その旨規定していただけないでしょうか。	前段についてはご認識の通りです。後段につきましては、「事業者がすでに維持管理業務又は当該業務に着手するための初期投資を開始している場合、地球研は、維持管理業務のための合理的な範囲に係る初期投資費用及び維持管理業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに履行した維持管理業務に係る対価(日割計算するものとする。)の未払額を事業者を支払うものとし、その支払方法については関係者協議会における協議により決するものとする。上記初期投資費用を地球研が支払った場合、当該初期投資に係る物(清掃用具等を含むがこれに限らない。)の所有権は地球研に移転するものとし、事業者は、地球研による当該費用の支払と同時に当該物を引き渡す。」と修正致します。
82	28	第63条				法令変更による契約の終了	「地球研は、サービス対価のうち設計・建設業務に係る対価相当分の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。」とありますが、支払利息相当額についてはお支払い頂けないのでしょうか。また、お支払い頂ける場合、支払利息の適用金利はどのように考えられるのでしょうか。	設計・建設業務に係る対価は、事業契約書(案)別紙8.2アのとおり、本件工事費等と割賦手数料を合わせた金額です。また、割賦手数料は、落札者決定日における基準金利と事業者が提案したスプレッドの合計とすることで変更ございません。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
83	30	第67条	1項	(2)		地球研による事業の表明・保証及び誓約	(2)号では、「予算の範囲内で地球研の債務を執行する」とされ、文部科学省が必要な予算措置を行う」とされていますが、独立行政法人化後にサービス対価支払債務が満額予算措置されなかった場合は「予算の範囲内」でしかサービス対価が支払われないと理解されます。独立行政法人化時点で、文部科学省からサービス対価相当額の予算措置をする旨の確約をいただけるのでしょうか。	地球研の大学共同利用機関法人移行後のPFIの取扱いについては、入札説明書の別添資料2として「大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱いについて」を追加しますので参照してください。
84	30	第67条	1項	(3)		地球研による事業の表明・保証及び誓約	当該条項を要約すると、主語は文部科学省で述語は予算措置を行うことと解釈されますが、契約当事者でない文部科学省が予算措置を行うことについて、地球研が保証していることとなります。この場合における文部科学省からの立場上、当該条項が適用されるのでしょうか。当該規定の取扱いにつき、明確なる解釈をお示しください。	本条項を修正致します。尚、地球研の大学共同利用機関法人移行後のPFIの取扱いについては、入札説明書の別添資料2として「大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱いについて」を追加しますので参照してください。
85	30	第67条	1項			地球研による事実の表明・保証及び誓約	地球研が独立行政法人となった場合でも、文部科学省が国の債務負担行為を取ることは可能でしょうか。あるいは債務の保証を入れることは可能でしょうか。	地球研の大学共同利用機関法人移行後のPFIの取扱いについては、入札説明書の別添資料2として「大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱いについて」を追加しますので参照してください。
86	30	第67条	3項			地球研による事業の表明・保証及び誓約	地球研は、本契約の本旨に従った債務を履行するために適切な措置を執るよう努力するとありますが、契約上の債務の完全なる履行は当然にして前提であり、債務履行を努力規定としているその主旨及び当該条文の解釈を明確にお示しください。	債務履行を努力規定としているのではなく、債務履行するために適切な措置を執ることに努力することを契約関係上明確化するために規定しており、債務の執行については事業契約書(案)第67条1項(2)で保証しております。
87	30	第67条				地球研による事実の表明・保証及び誓約	本契約上の債務の履行については、引き続き文部科学省の責任において確行して頂けるとい認識でよろしいでしょうか。資金調達観点から非常に大切なポイントであり、仮に国の責任でお支払い頂けない場合には資金調達に支障を来す恐れがあります。	地球研の大学共同利用機関法人移行後のPFIの取扱いについては、入札説明書の別添資料2として「大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱いについて」を追加しますので参照してください。
88	30	第68条				保証	履行保証保険は工事期間を対象とすることが通常であり、契約締結日から保険を手配することは事業費全体のコスト増につながると思料いたします。着工時に建設工事費のみの履行保証保険を付保することで十分ではないでしょうか。	履行保証保険は設計期間も対象としていますので、契約締結日からとってください。
89	31	第69条	2項			通知の付与及び協議	協議が整わない場合に対処方法を地球研が一方的に決めることは、採算割れの事業を事業者に強要することになりかねません。協議が整わない場合には事業者からの業務の一部解除を認めていただけないでしょうか。	事業契約書(案)第8条に定める関係者協議会設置要綱にて、ご指摘の事象に対する対応策を地球研及び事業者にて協議する方針です。
90	31	第70条	別紙11	57ページ		法令変更による増加費用又は損害の取扱	「外形標準課税が導入された場合においても、増加費用及び損害は事業者が負担」とされていますが、割賦代金の売上を基準とする外形標準課税が導入されたとき、当該税金を割賦代金に見込んでいないために事業者が破綻し、本件事業が継続できなくなっても、それをあらかじめ見込んでいない事業者の責任であり、地球研は既に所有権を取得しているから問題ないとお考えなのではないでしょうか。	不可抗力発生時や突発的な支出時におけるSPC負担分をカバーできる予備資金を劣後融資枠として設定することで事業継続は可能と考えますが、事業者に劣後融資枠を求めるものではございませんので、事業者の判断に委ねることと致します。尚、所有権は法令変更による増加費用の負担と関係ありません。
91	31	第71条	1項			通知の付与及び協議	この場合において、通知を行った者は履行義務を免れる」とされていますが、地球研が通知を行った場合には地球研の割賦代金支払債務の履行義務も免れるとの意味ではないと推察いたします。「通知を行った者」を「事業者」に修正していただけないでしょうか。	本文の趣旨はご認識のとおりですが、原文のままと致します。
92	32	第72条	別紙12	58ページ	第1項、第2項	不可抗力による増加費用又は損害の取扱	別紙12の第1項及び第2項ともに「1回の不可抗力に係る増加費用又は損害の額が20万円に満たないときには、生じなかったものとみなす。」とされていますが、そのような不可抗力が数回発生し、年間維持管理費を上回る増加費用や損害額を事業者が被っても、地球研は何ら負担しないこととなりますが、仮に、それがために事業者が破綻しても、それらを見込んでいない事業者の責任であり、地球研は既に所有権を取得しているから問題ないとお考えなのではないでしょうか。	条文の見直しは行いません。尚、所有権は不可抗力による増加費用の負担と関係ありません。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
93	32	第73条				不可抗力により第三者に生じた損害の取扱	「当該損害(ただし、～を除く。)のうち100分の1までのものを事業者が負担するものとし、これを超える当該損害については地球研が負担するものとする。」とありますが、「当該損害」に対する負担では、事業者は理論上、無限の費用負担の可能性があります。事業者の負担額に上限が設けられる規定に改めて頂けないでしょうか。同様に当該損害について「発生毎」の負担割合規定では、事業者は理論上、無限の費用負担の可能性があります。当該損害に係る事業者の負担割合については、「～累積」で100分の1」といった上限を設けて頂けないでしょうか。更に同様の理由から、「損害費用・損害額が20万円に満たない場合」の規定も削除願えないでしょうか。	条文の見直しは行いません。
94	32	第73条				不可抗力により第三者に生じた損害の取扱	同条に規定する100分の1までの事業者による費用負担は、別紙12で規定する事業者の費用負担(1年間の維持管理業務に係る対価相当額の100分の1に至るまで)の累積金額に含まれるのでしょうか。	事業契約書(案)第73条には累積概念はありません。また、同別紙12は事業者が生じた損害等に関する規定であって、第三者に生じた損害について規定する同第73条は適用されません。
95	32	第74条				公租公課の負担	BTO方式のPFI事業では必ず問題となることですが、本件の施設引渡し時点で不動産取得税が発生した場合は事業者が負担することとなっております。(消費税以外は負担しないとなります)もし、不動産取得税が課税されることとなると、事業者にとって過大な負担となりますので、不動産取得税が課税された場合は地球研側が負担する旨の規定を盛り込むべきと考えますが、いかがでしょうか。	不動産取得税は非課税扱いです。PFI事業者と建設業者とで締結する建設工事請負契約及び約款において、別紙に示す追加条項、追加条文が示されていることが必要です。別紙に示す追加条項、追加条文を示さなかったため不動産取得税が課せられた場合には、事業者が負担すること致します。なお、本件に関しては必要に応じて都道府県税務局担当当局あるいは総務省自治税務局都道府県税課にお問い合わせ下さい。
96	39	別紙3	1	(2)		建設期間中の保険	「建設工事保険」と「請負賠償責任保険」または「組立保険」と「損害賠償責任担保特約」とは補償範囲が重複するため、前者を契約すれば後者(特約)を付帯する必要はないと考えてよろしいのでしょうか。	工事種別毎の分離発注であれば、各請負者ごとに、建設業者は建設工事保険、機器の設置業者は組立保険に加入するということになりますが、一般的にこうして付保してしまうと各保険におけるインターフェースのリスクを生みだしてしまうため、請負工事を一括発注するならば一括付保して頂き、それによってご指摘のような重複が発生する場合には、基本的な補償内容は同じであれば受け皿の保険をどれにするかだけの問題となりますので、事業者(及び保険会社)のご判断にお任せ致します。尚、事業契約書(案)別紙3「保険等の取扱い」について、の記載を修正致します。
97	39	別紙3	1	(2)		建設期間中の保険	前段に記載の質権設定は2. 本契約第54条第3項関係(第三者におよぼした損害等)に対応する賠償責任保険では要求されておらず、本件においても必要ないと考えられるのですがいかがでしょうか。また当該措置の必要理由を教えてください。	事業契約書(案)別紙3「保険等の取扱い」について、は修正致します。
98	39	別紙3	1	(2)	③	建設期間中の保険	生産物賠償責任保険についてですが、毎1～3年程度の期間毎に都度更新を行うことでよろしいでしょうか。	そのようなご認識で結構です。尚、生産物賠償責任保険(通称PL保険)に関する記述ですが、瑕疵保証とPL保険との混同がございました。事業契約書(案)別紙3「保険等の取扱いについて」の記載を修正致します。
99	39	別紙3	1	(2)	⑤	建設期間中の保険	発注者責任をカバーする趣旨で、地球研様が被保険者に追加することも含まれていますか。	被保険者に地球研を含んでいる理由につきましては、そのようなご認識で結構です。
100	39	別紙3	1	(2)	⑧	建設期間中の保険	生産物賠償責任保険金額(てん補限度額)には保険期間中、通算の保険金額を設定することになるのでしょうか。	事業契約書(案)別紙3「保険等の取扱い」について、の記載を修正致します。
101	40	別紙3	2	(1)	④	保険等の取扱いについて	施設・昇降機賠償責任保険について被保険者には地球研のみならず、事業者、O&M業者及びそのすべての下請業者も必要理由をご教示下さい。維持管理の不具合の理由による賠償は業務請負賠償責任保険でカバーできると考えるのですが如何でしょうか。	事業者が責任を持って事業を履行するPFIの本旨に鑑み、関連する当事者全てが被保険者になることがプロジェクトを安全且つ確実に履行する上で必要であると判断したためです。また、後段につきましては、事業契約書(案)別紙3「保険等の取扱いについて」の記載を修正致します。
102	47	別紙8	2	ア		入札価格の算定及び対価の支払方法	割賦手数料算出時の基準金利は落札者決定日の基準金利を採用するとなっておりますが、建設期間が約2年あるため、2年間の金利変動を回避するために先渡金利等を利用し調達を行うか、事業者が建設期間中の金利上昇リスクを割賦料が支払われる段階で負担することになります。これは事業者にとって調達コストの上昇につながり、結局は、事業全体のコストを上昇させることになってしまいます。金利の決定時期は、施設引渡しに近い時点(例えば、引渡し予定日の2営業日前等)とすべきと考えますが、いかがでしょうか。	基準金利の設定につきましては、ご指摘のような問題があることから文部科学省等で検討致しましたが、国の会計及び予算の法制度、運用に関する規定等により、落札者決定日をもって基準金利を設定することと致しました。入札参加者は、基準金利の決定日と割賦手数料の支払開始日が相違していることに充分留意の上、入札価格を決定してください。

Nº	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
103	47	別紙8	2	ア		入札価格の算定及び対価の支払方法	割賦手数料は、返済期間13年間の元利金均等返済の方式によって算出される金利とありますが、実質の対象期間は12年3ヶ月間ですが、13年間として計算するという理解で宜しいでしょうか。その計算方法につき、明確にお示しください。	設計・建設業務に係る対価は、H18年1月～3月までの元本据え置き固定金利と12年間の元利均等払い（H18年4月～H30年3月まで）の金額の総計を26分割し、第1回目の割賦料は建設に係る対価の13分の1に相当する額をお支払いし、第2回目以降は設計・建設業務に係る対価の26分の1に相当する額をお支払い致します。
104	47	別紙8	2	ア		入札価格の算定及び対価の支払方法	基準金利は落札者決定日に決定されると規定されておりますが、財政法との関係もあり事業契約締結時に契約金額を固定する必要があることからこのような方法を採用されていると理解いたします。しかしながら、維持管理業務に係る対価においては、物価スライド条項が適用されており、必ずしも契約締結時に契約金額が固定されてはなりません。物価スライドについて採用し、金利についてはスライド条項が採用されていない理由を明確にお示しください。	基準金利の設定につきましては、ご指摘のような問題があることから文部科学省等で検討致しましたが、国の会計及び予算の法制度、運用に関する規定等により、落札者決定日をもって基準金利を設定することと致しました。入札参加者は、基準金利の決定日と割賦手数料の支払開始日が相違していることに充分留意の上、入札価格を決定してください。尚、金利は本件の事業期間において固定金利で事業者が調達できるものと考え、供用開始後の改定は行いません。物価については、事業期間中に変動がないとは考えにくいため物価変動に基づく改訂をいたします。
105	47	別紙8	2	ア		入札価格の算定及び対価の支払方法	基準金利決定日は「落札者決定日」とありますが、ファイナンスの面で問題があります。基準金利決定日を例えば「着工予定日」とすることは可能でしょうか。	基準金利の設定につきましては、ご指摘のような問題があることから文部科学省等で検討致しましたが、国の会計及び予算の法制度、運用に関する規定等により、落札者決定日をもって基準金利を設定することと致しました。入札参加者は、基準金利の決定日と割賦手数料の支払開始日が相違していることに充分留意の上、入札価格を決定してください。
106	47	別紙8	2	イ		入札価格の算定及び対価の支払方法	維持管理業務にかかる対価は事業者提案に基づくものであり、修繕の発生に伴い支払額が変動する提案も可能でしょうか。	事業契約書(案)別紙8に定めるとおり、維持管理業務に係る対価の支払額は各年度原則均等に支払います。お考えのようなご提案は不可能であることご認識下さい。
107	47	別紙8				入札価格の算定及び対価の支払方法	「落札者決定日」とはいつのことを指すのでしょうか。具体的な定義につきご教示願います。	入札説明書3(5)2「入札に関するスケジュール(予定)」に示す平成15年7月25日を予定しております。尚、入札結果の通知につきましては、同15(5)「入札結果の通知及び公表」を参照してください。
108	48	別紙8	3-1	(1) 2)		入札価格の算定及び対価の支払方法	維持管理業務に係る対価については原則平準化することとなっておりますが、当該表現においては、維持管理業務に係る対価の1回目の支払額はH18.1.1～H18.3.31の3ヶ月間の業務が対象であり、1回目の対価は2回目以降の対価とは異なり(少なく)支払われるものと理解して宜しいでしょうか。また、2回目以降は平準化して支払われるものと理解して宜しいでしょうか。	平成18年1月1日から3月31日までの開業準備期間における維持管理業務に係る対価の支払いは、事業者が業務遂行に必要な経費分をご請求頂き、当該年度末に支払うことを想定しております。
109	48	別紙8	3-1	(2) ア		入札価格の算定及び対価の支払方法	割賦料を構成する本件工事費等(割賦元本)の支払については、税込みで表現することになっておりますが、各支払期において元本を1.05倍した額をお支払頂くという理解で宜しいでしょうか。様式48-2の記載方法に従うと割賦元本の項目において消費税が非課税となるものもあります(例えば建中金利等)。しかし、落札金額は全ての割賦元本に消費税が考慮された金額となります。その非課税となる項目に相当する消費税の取扱いについて、明確にお示しください。	事業契約書(案)別紙8に記載のあるとおり、入札書に記載された金額に、当該金額から割賦手数料相当額を控除した金額の100分の5に相当する金額(消費税相当額)を加算した金額をもって落札価格と致します。非課税項目に相当する消費税分支払の会計処理につきましては、事業者の判断によるものと致します。
110	48	別紙8	3-1	(1) 1)		入札価格の算定及び対価の支払方法	設計・建設業務に係る対価は、H18年1月～3月までの元本据え置き固定金利と12年間の元利均等払い(H18年4月～H30年3月まで)の金額の総計を26分割し、第1回目の割賦料は建設に係る対価の13分の1に相当する額を第2回目以降は建設に係る対価の26分の1に相当する額をお支払いいただけたらという理解でよろしいでしょうか。(下図参照)	そのようなご認識で結構です。 

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
111	48	別紙8	3-1	(1)	1	入札価格の算定及び対価の支払方法	本件工事費等の支払金額に含まれる消費税額は、第1回支払いについては消費税総額(本件工事費等の5/100)の1/13であり、第2回～第25回についてはそれぞれ1/26ずつであるという理解でよろしいでしょうか。	そのようなご認識で結構です。
112	51	別紙8	3-3	(1)		入札価格の算定及び対価の支払方法	維持意管理に係る対価の見直しについて、「PFI法に基づく民間の資金とノウハウの有効な活用と国民の負担を原資とする地球研の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、…」との記述がありますが、物価変動以外で具体的に想定される「対価を見直すに値する要因」について、お示しください。	事業契約書(案)第44条を想定しております。
113	55	別紙10	2	(4)	②	サービス対価の減額	「対象業務ごと」とは、事業契約書(案)第1条(3)に定義する、ア建物保守管理業務～キ植栽処理業務の7業務ごとという理解でよろしいでしょうか。また委託料のうち、「特別目的会社の利益及び運営費」「公租公課」「保険料及びその他の費用」については、モニタリングによるサービス対価の減額対象には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	そのようなご認識で結構です。
114	57	別紙11				法令変更による増加費用又は損害の負担	外形標準課税導入により生じる費用及び損害の負担は事業者となっておりますが、どのような制度が明らかでない現状では、入札価格に織り込むことができません。どのように対応すればよろしいでしょうか。	不可抗力発生時や突発的な支出時におけるSPC負担分をカバーできる予備資金を劣後融資枠として設定することで対応は可能と考えますが、事業者に劣後融資枠を求めるものではございませんので、事業者の判断に委ねることと致します。
115	58	別紙12	1項	設計・建設期間		不可抗力による増加費用又は損害の負担	設計・建設期間の不可抗力による追加費用の事業者負担部分が「発生案件ごとに本件工事費等の100分の1に至るまでは事業者が負担する」との記述がありますが、この条件では、理論的には事業者負担が無制限となってしまいます。累計ベースで本件工事費等の100分の1まで等に変更頂けないでしょうか。	条文の見直しは行いません。
116	58	別紙12	2項	維持管理期間		不可抗力による増加費用又は損害の負担	維持管理機関の不可抗力による追加費用の事業者負担部分が「発生案件ごとに1年間の維持管理業務に係る対価相当額の100分の1に至るまでは事業者が負担する」との記述がありますが、この条件では、理論的には事業者負担が無制限となってしまいます。累計ベースで1年間の維持管理業務に係る対価相当額の100分の1まで等に変更頂けないでしょうか。	原文のままと致します。
117	58	別紙12	2項	維持管理期間		不可抗力による増加費用又は損害の負担	維持管理期間中の1回の不可抗力による増加費用又は損害の額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなすがありますが、不可抗力の定義は地球研・事業者双方の責によらない事由全てを指しており、十分起こりえると考えられます。1回あたり20万円については、ある額を設定し、累計額がその額を超えた場合は不可抗力とみなすように変更して頂きたい。	原文のままと致します。
118	58	別紙12				不可抗力による増加費用又は損害の負担	現在の内容では、事業者は理論上、無限の費用負担の可能性がありますので、増加費用に係る事業者の負担割合については、「発生案件ごとに…の100分の1」ではなく、「累積で…100分の1」といった上限を設けて頂けないでしょうか。同様の理由から、「損害費用・損害額が20万円に満たない場合」の規定も削除願えないでしょうか。	条文の見直しは行いません。

<別添資料2 要求水準書>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
1	2	I	3	(2)		就業時間	②就業時間の表記がありますが、展示スペースの一般来者への開放時間、休日についても当該就業時間と同等であると理解して宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
2	3	II	3			適用基準等	当該仕様書につきましては、実施方針に関する質問のご回答時に、地球研にて閲覧できるとありましたが、閲覧の期間、時間帯、複写の可否等詳細をお聞かせ下さい。	閲覧の期間及び場所は、6月5日までの平日10時から17時までとし、地球研東京分室で行います。複写を希望される場合は当日に限り原稿の貸し出しをいたしますので、事前にご連絡ください。

Nº	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
3	4	4	⑧			敷地条件：緑地率	京都市風致地区条例では残存緑地についての緑化基準が規定されています。本敷地の既存緑地範囲と面積についてご教授ください。	既存緑地は草地部分も含むとの市見解から、その範囲は敷地内の既存通路を除く全とて考え、交付のCADデータをもとに事業者にて適宜算出してください。
4	4	5	①			施設概要：規模	入札説明書（P.4）には12,500㎡「程度」要求水準書（P.4）では12,500㎡「以上」とありますが、上限面積はどのようにお考えでしょうか。ご指導ください。	12,500㎡が確保されていれば、特に上限は指定いたしません。事業者の提案によるものとします。ただし、敷地内に建設可能な範囲で面積を設定してください。
5	5	II	6	⑤	(6)	設計要求水準：土地に関する基本的要件	敷地外の河川改修などにより、治水・利水計画を効率的に行なう提案は可能でしょうか。	不可能ではないと思いますが、現段階では想定しておりません。
6	6	II	6	③	(1)	施設の耐用期間	「大規模改修等」と記述がありますが、「大規模修繕」と読みかえてよろしいでしょうか。また、「大規模修繕」とは、リニューアル工事を含む大規模模様替え工事と解釈してよろしいでしょうか。	「大規模改修等」とは、将来的に機能変更の必要性が生じた場合に（例えば間仕切のやり替えや機器の増設等）行う工事を示しており、大規模修繕とは同義ではありません。
7	6	II	6	⑤	(6)	土地利用に関する基本的要件	雨水排水の敷地外放流先をご提示ください。	現段階では、都市計画道路に埋設予定の公共下水枾への接続が案として考えられます。既設水路への放流も含め、設計時に関係機関も含めて協議を行う予定です。
8	6	II	6	⑤	(7)	土地利用に関する基本的要件	法面保護について、既設及び施設整備に伴い生じた法面とは、施設及び付随するその他外構等の施工に関して法面が発生した場合に、その保護を行うと解釈してよろしいでしょうか。	施設及び付随するその他外構等の施工に関して法面が発生した場合に限らず、現状において防災上法面保護が必要と事業者が判断したものも含まれます。
9	8	(1)	(ア)変受電設備			設計要求水準	受電方式は高圧1回線受電とありますが、研究・管理施設と宿泊施設で2系統受電とすることは可能でしょうか。	建物の配置計画ともリンクすると考えますので、事業者側にてご検討下さい。尚インシャルが安価で本施設に有効な受電方法をご検討下さい。
10	8	II	6	⑧	(1)	電気設備に関する基本的要件	電話・情報関係の引込みに関する費用の内、回線サービス提供時に通信事業者を支払う初期費用に関しては、事業者の負担に含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	通信事業者への支払いについては、原則として公共側が支払うものとします。
11	8	II	6	⑧	(1)	施設全体の電力容量及び特殊負荷への対応	「将来の研究機器等の特殊負荷に耐えうるような性能向上のための工事（別途工事）」とは具体的にどのような特殊負荷でしょうか。ご教示ください。	新型の実験機材及び研究機材と情報関連機器類などの導入工事を想定しています。
12	8	II	6	⑧	(1)	照明設備	「各室、共用部に設ける照明器具（ちらつきやグレアのない器具）」とありますが、共用通路や機械室は一般の器具との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の内容で問題ありませんが、他の部分も含め、研究所にふさわしい、落ち着いた照明方法をご提案願います。
13	8	8	(1)	(工)		電気設備における基本的要件	中央監視設備として受配電システム等の他、防災・防犯関係の監視機器についても整備する要求がありますが、機械警備についての明記はないことから、人員配置による警備での対応とすることでも良いのでしょうか。	質問の意図がよくわかりません。要求水準書を満足してください。
14	9	II	6	⑧	(カ)	構内電話設備	宿泊室に内線電話等の設置については触れられておりませんが、当該電話等の設置については事業者の提案によると考えて宜しいでしょうか。	宿泊室については固定式電話機を設置して頂いて構いません。電話交換機とシステム連動した自動課金システム等の構築を計画下さい。
15	9	II	6	⑧	(1)	構内電話設備	FAX機に関しては14年10/31日付け公表の「実施方針に関する質問回答集」において、別途公共側の調達範囲と指示をいただいておりますが、同機器に関しては要求水準書の記載されている電子交換機を経由せずに直接通信事業者の局線と接続するか、同交換機を経由するかについてご提示をいただけますでしょうか。また、FAX機は何台程度想定するかについてもご指示いただけますでしょうか。	局線接続方法については原則として、交換機経由とします。ただし、必要により外線への直接接続も一部行えるようにご計画願います。FAX機は、プロジェクト研究室、インキュベーション研究室、教官等研究室、図書事務室、所長室、管理部長室、事務室に各1台を使用できるようにご計画願います。
16	9	II	6	⑧	(1)	構内電話設備	設置する電子交換機に接続する電話機に関しては、全てPHS機で対応するとの理解でよろしいでしょうか。	会議室（大小）、セミナー室、宿泊室は固定式電話機として頂いて構いません。
17	9	II	6	⑧	(1)	情報設備	エッジスイッチと端末の接続口の間の通信速度に関しては、端末側の仕様に合わせて、1ギガや100メガの両方の接続に対応できればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
18	9	II	6	(8)	(1)	情報設備	無線LANに関しては将来的に別途公共側が整備する範囲であると解釈してよろしいでしょうか。本提案の範囲に含める場合は、利用するエリアや各エリア毎の同時接続台数等の条件に関してご提示いただけますでしょうか。	研究関係施設、研究推進センター関係施設、管理関係施設で使用人員をもとにご計画願います。
19	9	II	6	(8)	(1)	テレビ共同受信設備	「UHF、VHF、FM、AM、BS、CSの各種テレビ・アンテナ」とありますが、CSのアンテナは何台想定すればよいのでしょうか。	当面1台を予定下さい。ハイテクTVを候補とします。
20	9	II	6	(8)	(1)	テレビ共同受信設備	「UHF、VHF、FM、AM、BS、CSの各種テレビ・アンテナ」とありますが、CSの使用周波数はBSとだぶらないとの理解でよろしいでしょうか。	<別添資料2 要求水準書> 回答No.19を参考に ご計画願います。
21	9	II	6	(8)	(1)	無停電電源装置等	無停電装置からの電源供給の負荷はフロアLAN関連機器を対象とし、サーバーは自前のUPSを設置しているとの理解でよろしいでしょうか。	サーバー電源も無停電電源装置給電対象負荷としてください。
22	9	II	6	(8)	(1)	無停電電源装置等	非常用負荷とは別表2に記述の非常用電源負荷と給水ポンプなどユティリティ関係の重要負荷との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの分に変電設備制御電源、防災・防犯関係電源、情報ネットワーク用電源を含めたものとしてください。
23	9	II	(8)	(1)	(キ) 情報設備	設計要求水準: (1) 電気設備における基本的要件	無線LANシステムと有線LANとの併用とありますが、無線LANシステムの対象室は、どの部屋と考えてよろしいですか。	研究関係施設、研究推進センター関係施設、管理関係施設で使用人員をもとにご計画願います。
24	10	(2)	(ウ)			機械設備における基本的要因: 排水設備	実験系排水は、有機溶剤を含む排水を原則としてタンク貯留し排水には流さないと考えた場合、配管材質は塩ビ管を使用してもよろしいでしょうか。あるいは何らかの対処が必要でしょうか。	文部科学省の設備設計仕様に準拠してください。
25	10	(2)	(ウ)			機械設備における基本的要因: 排水設備	排水は適切な処理及び排出を行うこととありますが、特殊な排水処理が必要なものがあるのでしょうか。pH調整 (酸・アルカリ排水) 以外であればご教授ください。	pH調整 (酸・アルカリ排水) のみです。
26	10	(2)	(ウ)			機械設備における基本的要因: 排水設備	酸・アルカリ排水のpHの幅をご教授ください。(調整槽の耐薬品性の問題)	pHの幅は4~10として下さい。
27	10	(2)	(ウ)			機械設備における基本的要因: 排水設備	pH調整槽のモニタリング機能は満水警報および放流水pH異常のみと考えればよろしいですか。	水準書の要求を満足するのであれば、問題ありません。
28	10	(2)	(カ)			機械設備における基本的要因: 実験用ガス設備	機器分析室1、化学分析室1には地球研にて別途ガス検知器をつけると思いますが、この室には都市ガスを含め一切のガス検知器、検知盤を本工事に設置する必要はないと考えてよろしいでしょうか。また、その他都市ガス、炭酸ガスを使用する室がありますが、これらについてはガス検知器を設置する必要はありますか。その検知器、検知盤、警備室警報盤まで配管・配線等の工事区分はどのようになるのでしょうか。	実験用ガスの検知器は、地球研で別途設置しますが、都市ガスの検知器はすべて事業範囲とします。また、ガス漏れ等の緊急時に、警備員室で防災管理を行うための設備等すべて事業範囲に含みます。
29	10	II	6	(8)	(2)、キ	消火設備	消火設備としては消防法に定める適切な消火設備とありますが、研究情報処理室、サーバー室などについても、消防法に適合する水消火設備と考えてよろしいでしょうか。特に不燃性ガス消火設備などを求められる室などは無いと考えてよろしいでしょうか。	水損防止の観点から、不燃性ガス消火設備を要求しているとお考え下さい。
30	10	II	6	(8)	(2)	給湯設備	便所内洗面器に給湯は不要との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
31	10	II	6	(8)	(2)	排水設備	実験系排水に関して、PH調整装置を設置するとの記載があります。これはP24~P 26の別表2において、実験用給排水設備の必要室全ての排水を対象とするとの理解でよろしいでしょうか。また、PH調整の必要な排水の時間当たり最大流量をご指示下さい。	具体的には詳細設計時に再確認の必要があると考えますが、文部科学省の設計基準による「器具排水負荷単位手法」を参考の上適宜ご判断下さい。
32	10	II	(8)	(1)	(ス) セキュリティ設備	設計要求水準	建物外における (外構部および敷地全体) セキュリティ (監視方法) については、特に要求する事はありませんか。	敷地主要部分を遠隔監視する屋外監視カメラ程度は最低限必要と判断しますが、事業者の提案によります。
33	11	(2)	(ケ)			機械設備における基本的要因: 換気設備	実験・分析室の単独排気とは各室ごとに単独排気という意味でしょうか。それとも、実験・分析ゾーンを他の研究室、一般室系統の排気と独立させないという意味でしょうか。	各室ごとに単独で排気させるものとして下さい。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
34	11	(2)	(ケ)			機械設備における基本的要因：換気設備	ドラフトチャンバーは全て活性炭フィルター若しくはスクラパー付となっていますが、ほかに処理が必要な系統の排気はないのでしょうか。また、ドラフトチャンバーの排気を室一般排気として兼用してもよろしいでしょうか。	処理対象としている系統は、ドラフトチャンバーとお考えください。また、一般排気系統と兼用せずに計画してください。
35	11	II	6	(8)	(2)	換気設備	実験室換気設備に関して最適風量制御を行うとの記載があります。これは、ドラフトチャンバー等の機器の運転状態に合わせて、風量バランスを適正(実験室を負圧)に保つ制御を行うとの理解でよろしいでしょうか。また、夜間・休日等実験室の機械換気設備を停止するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りですが、夜間、休日の研究利用も考えられるため、随時運転できるものとお考え下さい。
36	12	II	6	(9)	(5)	多目的運動施設	規模はテニスやキャッチボールなどが行える程度のものとありますが、特にネットやネットポール等の設置、周辺のネットフェンス等の諸設備も必要でしょうか。	本格的なテニスコートの設置は考えておりませんが、ネットやネットポール等の設置は必要です。景観も考慮し、軽い運動程度で最低限ポール等が飛び越えないような計画を行って下さい。
37	12	II	6	(9)	(4)	駐輪場	研究棟等施設の正面入り口付近に20台となっていますが、宿泊棟施設には必要ないでしょうか。必要な場合、住戸数分の確保が必要でしょうか。また、総合研究棟等施設に必要な台数はこの設置により減免されますでしょうか。	研究施設とは別に、宿泊施設にも10台分程度の自転車置場を確保するものとして下さい。
38	12	II	6	(9)	(8)	植栽	植栽計画を検討する上で、支障となる樹木の移植・伐採・完全保存の確認をする必要があります。現況の植栽図をご提示いただけませんか。また、移植による枯れ木リスクは地球研との理解でよろしいでしょうか。	現況の樹木植生図をご提示します。移植による枯れ木リスクは地球研とします。
39	12	II	6	(9)	(9)	その他	敷地内の既存工作物等について、具体的にご提示ください。	排水側溝・柵、排水管、境界杭、よう壁、フェンス、植栽柵などの敷地内に存在する人為的に構築されたものを示します。
40	12	6	(3)	(7)		外構計画における基本的要件	事業計画敷地図のうち敷地北側の一部で、敷地幅が狭い部分があります。この部分については施設整備のために演習林側の境界と接する部分を施工範囲とする可能性があります。演習林との境界部分については、施工範囲としないことが原則でしょうか。場合によっては演習林の敷地内を施工範囲とするほうが合理的な場合も考えられますが、その場合、京都大学大学院農学研究科との協議となるのでしょうか。お考えをお示しください。	演習林との境界部分は施工範囲としないことが原則ですが、施工上止むを得ない状況の場合、地球研、演習林管理者、事業者の間で協議を行い進めていくべきと考えます。
41	12	6	(3)	(9)		外構計画における基本的要件	研究用の植栽が植えてあるコンクリート植栽柵については、現地説明会時に事業開始までに移植すべきものは地球研にて撤去し、残る植栽とコンクリート植栽柵についてはそのままの状態事業者が引継ぎ旨説明がありました。この理解でよろしいでしょうか。また、その場合コンクリート植栽柵の形状、大きさのわかる資料がありましたらご提示いただけますようお願い申し上げます。	結構です。コンクリート植栽柵については、[資料1]事業計画敷地敷地図(CADデータ)に記載しております。深さは1.5m程度で底板はありません。
42	12	(9)	(5)			外構計画における基本的要件：多目的運動施設	運動施設とありますが本格的なテニスコートの設置を意図されているでしょうか。(ネットフェンス等の設置)	本格的なテニスコートの設置は考えておりません。景観も考慮し、軽い運動程度で最低限ポール等が飛び越えないような計画を行って下さい。
43	12	(9)	(9)			外構計画における基本的要件：その他	既存工作物等とありますが、具体的に何をさしているかご指導ください。	排水側溝・柵、排水管、境界杭、よう壁、フェンス、植栽柵などの敷地内に存在する人為的に構築されたものを示します。
44	13	(1)	(1)	(イ)		共通事項：研究関係施設ープロジェクト研究室	軽微な実験・分析とはどのような実験・分析でしょうか。この室は一般居室ではなく実験室として解釈しなければならぬでしょうか。(換気回数、換気設備等)	一般居室として扱って下さい。軽微な実験とは、薬品、危険物や大型機器等を使用せずに試料やサンプルなどのチェック等を想定しています。
45	13	(1)	(3)	(イ)		共通事項：研究関係施設ー機器分析室	送風機は防爆構造とありますが、給排気ファンとでもでしょうか。また、ファンをモーター外付けで屋上、室外設置した場合、非防爆と考えてもよろしいでしょうか。その場合他の実験室系統と給排気ファンを兼用することは可能でしょうか。	排気ファンを防爆として下さい。また、兼用は不可とお考え下さい。
46	13	II	7	(1)	(1)、(イ)	プロジェクト研究室	「間仕切りを設けずパーティション等によるオープンな区分けとする。」とありますが、プロジェクト研究室間、インキュベーション研究室間についても、これをオープンな区分けとし、間仕切りを設けない計画としてもよろしいでしょうか。	特に問題ありません。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答																																																								
47	13	II	7	①	(3)	機器分析室1	要求水準書 II.7.(3).(イ)に記載されている機器分析室1の約2t/m2の実験機器3台が、[別表3] (P27)①3機器分析室1の設備・備品の欄に記載がありません。どちらが正でしょうか。	別表3の記載を正として下さい。																																																								
48	13	II	7	①	(3)	機器分析室1	室内換気のために送風機 (3000m3/h)を設けることとありますが、送風機の設置目的をご教示ください。	臭気等の排出、新鮮空気の導入を目的としています。																																																								
49	14	①	(3)	(イ)		共通事項：研究関係施設－化学分析室	送風機は防爆構造とありますが、給排気ファンともでしょうか。また、ファンをモーター外付けで屋上、室外設置した場合、非防爆と考えてもよろしいでしょうか。その場合他の実験室系統と給排気ファンを兼用することは可能でしょうか。	排気ファンを防爆として下さい。また、兼用は不可とお考え下さい。																																																								
50	14	II	7	①	(7)	価額分析室1	室内換気のために送風機 (3000m3/h)を設けることとありますが、送風機の設置目的をご教示ください。	臭気等の排出、新鮮空気の導入を目的としています。																																																								
51	15	①	(13)	(イ)		共通事項：研究関係施設－培養室	研究者に対して庫内温度の異常を知らせるとは、具体的にどこに移報すればよいのでしょうか。	警備員室への移報とし、廊下側入口付近で点滅等により異常が分かるような計画として下さい。																																																								
52	15	①	(17)	(イ)		共通事項：研究関係施設－ポンベ庫	異常検知の警報は、警備員室等に移報して監視することとありますが、警報の種類はガス漏れと考え、設置する検知器は水素用ポンベ庫には水素検知器、もう一方のポンベ庫にはCO、酸素濃度検知器としてよろしいでしょうか。	警報の種類はガス漏れ及び消防設備とします。ガス漏れ検知器については、＜別添資料2 要求水準書＞回答No.53の表を参照下さい。																																																								
53	15	①	(17)	(イ)		共通事項：研究関係施設－ポンベ庫	ポンベ庫のポンベ内訳の記述がありますが、その意味が読み取りにくいため確認させてください。ポンベ庫 (水素用) は水素全般 (機器分析室1の質量分析計用水素ガスを除く。)、ポンベ庫 (水素以外用) は水素以外のガス全般 (機器分析室1の酸素とヘリウムを除く) でよろしいでしょうか。また、そこに置かないガスのポンベは全て室内設置と考えてよろしいでしょうか。	下表を正として下さい。 <table><tr><th></th><th>ポンベ庫1 (水素用)</th><th>ポンベ庫2 (水素以外用)</th><th>室内 (ポンベ)</th></tr><tr><td>機器分析室1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>水素</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>酸素</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>窒素</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>炭酸ガス</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>ヘリウム</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>CO</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>生物分析室1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>水素</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>酸素</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>窒素</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>ヘリウム</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>検知器</td><td>水素</td><td>酸素</td><td>CO</td></tr></table> 地球研が設置		ポンベ庫1 (水素用)	ポンベ庫2 (水素以外用)	室内 (ポンベ)	機器分析室1				水素	○			酸素		○		窒素			○	炭酸ガス			○	ヘリウム		○		CO		○	○	生物分析室1				水素	○			酸素		○		窒素		○		ヘリウム		○		検知器	水素	酸素	CO
	ポンベ庫1 (水素用)	ポンベ庫2 (水素以外用)	室内 (ポンベ)																																																													
機器分析室1																																																																
水素	○																																																															
酸素		○																																																														
窒素			○																																																													
炭酸ガス			○																																																													
ヘリウム		○																																																														
CO		○	○																																																													
生物分析室1																																																																
水素	○																																																															
酸素		○																																																														
窒素		○																																																														
ヘリウム		○																																																														
検知器	水素	酸素	CO																																																													
54	15	①	(17)	(イ)		共通事項：研究関係施設－ポンベ庫	将来の配管増設対応とは予備管を設けるという意味でしょうか。	各実験室に至るまでの配管用スペースを確保することを意図しています。																																																								
55	15	II	7	①	(18)	危険物保管庫	危険物保管庫内に貯蔵する薬品の種別と数量をご教示ください。	＜別添資料2 要求水準書＞回答No90を参照して下さい。																																																								
56	16	II	7	③	(1)	講演室	学術講演会が頻繁に開催されるとありますが、当該講演内容に合せて必要となる席の配置変更や講演者控室への給茶等の業務は、事業者の業務範囲外と理解して宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。																																																								
57	16	II	7	②	(4)	サーバー室	「外部から複数の各種通信回線を引き込むための設備」について、具体的に事業者側で導入すべきものに関してご提示下さい。	一般的に建物に必要な配線ルートの確保 (将来分を見込む) の観点からケーブルラック、配線ダクト、配管等とお考え下さい。																																																								
58	17	(6)	(イ)			展示スペース：補足事項	展示スペース用の倉庫における保管方法について配慮すべき点 (温湿度条件等) はありますか。	パネルや資料等の保管に適した条件にて計画して下さい。																																																								
59	17	II	7	③	(2)、(イ)	図書閲覧室	AVルームの利用の具体的なイメージについて教えてください。	自然環境に関する映像を研究者が集まって鑑賞したり、議論を交わすなどの共同研究を兼ねた室として利用します。																																																								
60	17	II	7	③	(2)、(イ)	図書閲覧室	図書閲覧室、図書資料室との搬送は一般エレベーターと兼用してもよろしいでしょうか。	独立した搬送ルートを確認して下さい。																																																								
61	17	③	(5)	(イ)		共通事項：研究協力・支援施設－標本等資料保管室	研究者に対して庫内温度の異常を知らせるとは、具体的にどこに移報すればよいのでしょうか。	警備員室への移報とし、廊下側入口付近で点滅等により異常が分かるような計画として下さい。																																																								
62	18	(7)	(イ)			大会議室：補足事項	配置計画上、可能であればセミナー室(2室)を大会議室として兼用しても宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。研究者、事務職員双方が利用しやすい計画として下さい。																																																								

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
63	18	II	7	(4)	(3)	事務室	事務室は来客用の受付と一体的な配置とありますが、受付時間は就業時間と同等であると考えて宜しいでしょうか。また、就業時間内の受付業務は原則として地球研が当該受付で実施頂けると理解して宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
64	18	II	7	(4)	(7)	大会議室	大会議室のレイアウト変更も原則として地球研にて実施頂けると理解して宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
65	18	II	7	(4)	(7)	大会議室	大会議室をセミナー室の一部を兼用可とありますが、セキュリティゾーンの考え方(P21[別図1])では、会議室がK2、セミナー室がK1となっています。兼用する場合のセキュリティゾーンはK1との理解でよろしいでしょうか。	K2として下さい。
66	19	II	7	(5)	(1)	共用スペース	就業時間内のエントランスホールにおける受付カウンターでの来訪者の対応やIDカードの受け渡し等は地球研にてご担当され、事業者は窓口業務を警備員室にて行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
67	19	II	7	(5)	(1)	エントランスホール	受付カウンターにて来訪者との対応やIDカードの受け渡し等を行うこととされておりますが、当該業務については事務室の受付と同様、地球研が実施すると考えて宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
68	19	(4)	(9)			共通事項：管理関係施設 ー 食堂・談話スペース	厨房の朝・昼・晩別の調理食数、食種(中華和食等)、1次調理(仕込み、下ごしらえ)を行うか、否かご指示ください。	調理食数は特に決まっていません(食種も同)。1次調理(仕込み、下ごしらえ)は行わず、所員自ら軽食を調理したり、調理済みのメニューを温めたり、容器の移し変える等を想定しています。
69	20	II	7	(6)	(10)	宿泊施設	各室毎に光熱水量が把握できるように記載されていますが、外線電話の通信費に関しても同様の要件が必要かご提示下さい。	必要と判断します。電話交換機とシステム連動した自動課金システム等の構築を計画下さい。
70	20	(6)				宿泊施設	食事サービスはどのように行う予定でしょうか。	利用者が各自で行うものとします。
71	21	別図1				総合研究棟等施設のセキュリティゾーンの考え方	食堂利用については、どのようにお考えでしょうか。営業時間(就業時間との関係、単身者等のための休日対応の有無・利用対象者(来客・宿泊施設滞在家族の利用可否)等についてご教授ください。	食堂の営業や食事を提供する予定はございません。研究者は24時間研究を行うので、休日も含め時間外での食堂利用のケースもあります。利用者は、研究者、職員が主な利用者ですが、場合によっては来客を含めたパーティー、食事で利用も想定されます。
72	21	別図1				総合研究棟等施設のセキュリティゾーンの考え方	サービス動線(実験系)(食堂系)のセキュリティはどのようにお考えでしょうか。また、一棟となった場合、研究等施設との宿泊施設のゾーニングはどのように考慮すれば宜しいでしょうか。一般利用可能エリアに宿泊施設は属しますか。	実験系諸室へのサービス動線は、メインのアクセス動線と混同しないものとします。食堂へのサービス動線は、定型的な食事供給を想定していないことから、自販機や配食などに限られ、その頻度も通常の食堂に比べ比較的少ないと考えることから、一般利用可能エリアからのアクセスとして計画して下さい。また、両施設を同棟で計画した場合、宿泊機能と研究機能との混在は避けてください。宿泊施設への出入口は研究施設とは別に単独で設置しますが、非常時の避難用として一部動線をつなげる等の計画としても結構です。
73	21					セキュリティゾーンの考え方	セキュリティゾーンの考え方は施設構成と同一との理解でよろしいでしょうか。その場合、図書室は情報資料関係諸室ですが、水準書では保管諸室の書庫と近接することとなっている等、矛盾が生じます。	基本的には同一と理解頂いて構いませんが、示した図は、各室の用途から単純に「情報～」保管～」等の表現をしているだけであり、この名称に特別な意味はありません。図書閲覧室と書庫を同一階、上下層にて近接配置させることは可能であると考えます。
74	21					セキュリティゾーンの考え方	セキュリティゾーンの考え方は施設構成と同一との理解でよろしいでしょうか。教官研究室はプロジェクト研究室・インキュベーター研究室と近接させる必要があるのでしょうか。	基本的には同一と理解頂いて構いませんが、示した図は、各室の用途から単純に「情報～」保管～」等の表現をしているだけであり、この名称に特別な意味はありません。教官等研究室、プロジェクト研究室、インキュベーション研究室は近接している方が望ましいと考えます。
75	22	別表1				[別表1] 実験 分析用ユーティリティ設備の内容	圧縮空気設備において個別コンプレッサーで対応する室があります。この室に関しては、コンプレッサー並びに圧縮空気配管は公共工事との理解でよろしいでしょうか。事業者が調達する場合、必要流量、圧力並びに供給個所数をご教示下さい。	ご質問の通りですが、詳細設計において電源の取合い、スリーブ等の調整は発生します。
76	22, 23					[別表-1] 実験 分析用ユーティリティ設備の内容	②「圧縮空気」の「備考」欄の「個別コンプレッサーで対応」とは、建物側での設備は必要ないと考えてよろしいですか。	ご質問の通りですが、詳細設計において電源の取合い、スリーブ等の調整は発生します。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
77	22, 23					[別表-1] 実験 分析用ユーティリティ設備の内容	③「上水・温水」の仕様(温度、圧力)を提示して下さい。	上水は水道水程度、温水は60℃程度、圧力は水道水程度とお考え下さい。
78	22, 23					[別表-1] 実験 分析用ユーティリティ設備の内容	④「使用量」はユーティリティの箇所数当りですか、それとも、全箇所数当りですか。	箇所当りを示します。
79	22, 23, 10 (カ)	実験用ガス設備				[別表-1] 実験 分析用ユーティリティ設備の内容	①実験用ガス設備のうち、「各室でポンベにて供給するもの」と「配管系で供給するもの」の判断が不明確と考えられます。別表-1の「使用圧力」欄の「ポンベ供給による」を前者と考え、「-」を後者と考えてよろしいですか。	<別添資料2 要求水準書> 回答No.53の表を参照下さい。
80	23	別表1				[別表1] 実験 分析用ユーティリティ設備の内容	実験用に使用する上水に関して、時間当たり最大使用量もしくは1日当たり最大使用量をご指示下さい。	具体的には詳細設計時に再確認の必要があると考えますが、文部科学省の設計基準により、給水器具から給水量を適宜ご判断下さい。
81	23	別表1				[別表1] 実験 分析用ユーティリティ設備の内容	表中に「温水」と記載されている設備は、流しや実験台で使用する給湯設備との理解でよろしいでしょうか。その場合、必要給湯温度及び時間当たり最大使用量をご指示下さい。	お見込みの通りです。具体的には詳細設計時に再確認の必要があると考えますが、温度は60℃程度とし、使用量については文部科学省の設計基準により、給水器具から給水量を適宜ご判断下さい。
82	24	別表2				[別表2] 各エリアの要求水準	実験室の天井高は直天となっておりますが、梁下あるいは配管などの下までの有効高さの指定が特にありますでしょうか。	特に指定はありませんが、出来るだけ有効高さを確保して下さい。
83	24	別表2				各エリアの要求水準	温湿度条件E1は実験室、分析室関連だけでなく、研究室、一般居室が含まれていますが、この条件を満たそうとすると各室個別の空調機による除湿・再熱、加熱・加湿制御が必要になると考えられます。この条件は空調負荷計算上の目安と考え、一般空調(温度制御幅:夏25℃程度、冬23℃程度、湿度:夏成行き、冬40%程度、制御幅は保証なし)と考えてよろしいですか。また、特に温度、湿度の精密制御が必要な室があればご教授ください。	実験・分析室関係は要求水準書を満足させるものとし、研究居室・一般居室についてはご質問の通りで結構です。
84	24	別表2				各エリアの要求水準	温湿度条件E2でプレハブ式培養室5℃、15℃、25℃とありますが、室温制御幅をご指示ください。	各温度とも±1℃として頂き(無負荷・デフロスト時除外)、PID制御方式を正として下さい。
85	24	別表2				各エリアの要求水準	温湿度条件E3の具体的な温湿度条件(制御幅含む)があればご指示ください。	事業者にて適宜想定の上計画して下さい。
86	24	別表2				各エリアの要求水準	温湿度条件E4の温度制御幅をご指示ください。	各室ともON/OFF制御方式とし、制御幅±3℃として下さい。
87	24	別表2				各エリアの要求水準	温湿度条件E5の具体的な温湿度条件(制御幅含む)があればご指示ください。	室温24℃以下、湿度45%程度を目安として下さい。
88	24	別表2				各エリアの要求水準	電源設備の1時間あたりの使用率の記載がありますが、室内空調負荷としての機器発熱は「室電気容量合計×1時間あたりの使用率」と考えてよろしいですか。	あくまで目安的な数値であり、詳細については詳細設計時に再確認が必要と考えます。
89	24	別表2				各エリアの要求水準	備考欄に「換気基準より+」や「換気基準より0」の記述がありますが、この意味を教えてください。	各室の利用人数及び大きさから想定される通常の換気基準に対し、「+」は換気回数を多めに、「0」は基準レベルを意味しています。割増の程度については、詳細設計時の確認が必要と考えます。
90	24	別表2				共通	今回危険物を使用する室はどこでしょうか。使用室、その種類・数量をご指示ください。	別表2の①研究関係施設の(3)～(13)の実験・分析室にて以下の物質を使用すると想定しておりますが、室毎の種類・使用量については詳細設計時に再確認の必要があると考えます。(硝酸、硫酸、クロム、ヒ素、シアン、Pb、アセトン、クロロホルム、メタノール等)
91	24	別表2				[別表2] 各エリアの要求水準	備考欄に「室内換気 換気基準より+」との記載があります。意味をご指示下さい。	<別添資料2 要求水準書> 回答No.89を参照して下さい。
92	24	別表2				[別表2] 各エリアの要求水準	研究関係施設の換気量決定方法をご指示下さい。例えば次の①～④の決定方法が考えられます。(複数の条件が重なる場合は最大風量にて換気風量を決定します。) ①居住人員により換気量を決定 ②換気回数により換気風量を決定(換気回数をご指示下さい) ③火気使用量により換気風量を決定 ④特殊排気風量(ドラフトチャンバ風量)により換気風量を決定	別表2～3で提示している風量を満足させた上で、①～④により決定(複数条件の場合最大値)して頂いて結構です。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
93	24	別表2				[別表2] 各エリアの要求水準	各エリアの要求水準 (P13) ではプロジェクト研究室にて軽微な実験・分析を行うとの記載がありますが、実験用給排水設備は不要となっております。実験用給排水設備は不要との理解でよろしいでしょうか。もし、必要な場合、排水に関してPH調整が必要かどうかご指示下さい。	不要とお考え下さい。
94	24	別表2				[別表2] 各エリアの要求水準	生活用給排水設備の内、S1、S1/2、S1/3の室には給湯設備は不要との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
95	24-26					[別表-2] 各エリアの要求水準	⑤ (h) 給排水衛生の「実験用」は、実験台等で使用されると考えられますが、各部屋毎の排水の仕様 (量・種類) を提示して下さい。また、実験排水量の総量は前回要求水準書 (案)「別表-4」でよろしいですか。	酸・アルカリ以外の有機溶剤系の排水はないものとしてお考え下さい。水準書 (案)の別表4は、年間使用量を想定したものであり、総排水量を示すものではありません。
96	24-26					[別表-2] 各エリアの要求水準	⑥ (i) 室内環境の「備考」欄の「室内換気 換気基準より0、+とは、室内エアバランスのこと、考えてよろしいですか。	<別添資料2 要求水準書>回答No.89を参照して下さい。
97	25	別表2				展示スペース	展示スペースの必要天井高さは3.5mとありますが、展示スペース全面において必要でしょうか。一部に下がり天井や梁型などが出てもよろしいでしょうか。	全面において3.5mの天井高を確保して下さい。
98	25	別表2				[別表2] 各エリアの要求水準	電源設備の備考欄に調査準備スペース、観測分析室、サーバー室の時間当たり使用率が記載されていません。これらの室は、時間当たり使用率100%との理解でよろしいでしょうか。	調査準備スペース・観測分析室は30%程度、サーバー室は100%とお考え下さい。
99	26	別表2	(c)			[別表2] 各エリアの要求水準	研究関係施設の非常用コンセントの容量 (単相、三相) をご指示下さい。	非常用コンセントを必要とする実験室は重要実験室に該当するので、必要コンセント電源容量は部屋単位にて記述している実験用電源設備容量を確保する計画をお願いします。1時間当りの使用率記載の室については、使用率に基づく実負荷分として頂いても構いません。
100	26	別表2	(c)			[別表2] 各エリアの要求水準	研究関係施設の非常用コンセントは保安用 (停電時) と考え火災時には供給不要との理解でよろしいでしょうか。	常時商用電力、停電時非常用発電機バックアップの常用電源と解釈下さい。従って火災時でも給電可能な限り給電計画をお願いします。
101	26	別表2	(e)			[別表2] 各エリアの要求水準	「電力・情報ペアジョイントボックス (スイッチングハブ付)」に関して、電源コンセントとスイッチングハブを同一箇所に個別に設置することで対応可能との理解でよろしいでしょうか。	個別に設置対応でもよいですが、出来る限り30ハブ外一元化したもののご提案を頂きたいと考えます。
102	26	別表2				[別表2] 各エリアの要求水準	(表記内容の説明)の(e) 電話・情報設備で「電話機は、各室専用のPHS個数を示す」とありますが宿泊施設においても各室PHSと考えてよろしいですか。	宿泊室については、固定式電話機として頂いて構いません。電話交換機にて外線への国内・国際発信規制可能なものとし、交換機と連動した通話課金システムの導入についても事業者側で考慮して下さい。
103	26	別表2				[別表2] 各エリアの要求水準	(表記内容の説明)の(e) 電話・情報設備で4でマルチメディア用による対応とありますが、詳細内容として電話・LAN・TV (CS等も含む)・インターネットと考えてよろしいですか。	ご質問の内容に加え、将来対応としてCATV接続が可能なものとしてお考え下さい。
104	26	別表2				研究推進センター関係施設	宿泊施設において(室数)以上と記載されておりますが、記載室数は最低室数でしょうか。望ましい室数があればご指示ください。	地球研が要求する最低限の室数を示しており、室種を問わず1室でも多い室数の確保が望ましいと考えます。
105	26	別表2				[別表2] 各エリアの要求水準	室内環境においてE1とされる室に関して、冬の相対湿度40±10%を遵守する為には加湿装置の設置が必要となります。宿泊施設や非居室を含む全てのE1設定室に関して、冬の相対湿度40±10%を遵守する必要がありますでしょうか。	宿泊施設や非居室については、加湿装置の設定は不要とお考え下さい。
106	27	別表3	①	1		[別表3] 各エリアに設置する設備・備品等	プロジェクト研究室の設備・備品で公共が調達 (参考)としてデスクの数量20、プロジェクト研究室用の研究机、椅子共。とありますが、教官用と共同研究員用の合計がプロジェクト研究員用と考えてよろしいか。	ご質問の通りです。
107	27	別表3				[別表3] 各エリアに設置する設備・備品等	研究関係施設の公共調達機器の中で、機械排気設備が必要な機器は無いとの理解でよろしいでしょうか。また、都市ガスの必要な機器も無いとの理解でよろしいでしょうか。公共調達機器の中に前述の機器がある場合、必要排気風量、都市ガス使用量をご指示下さい。	別表1の端末接続機器に示すバーナー、及び実験台でガス栓のあるものについては、その室で都市ガスの使用を想定しております。排気設備については、基本的にはないと考えていただいて構いませんが、詳細設計時に再確認が必要と考えます。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
108	27	別表3				[別表3] 各エリアに設置する設備・備品等	研究関係施設の公共調達機器の中で、給水設備、排水設備が必要な機器があるものと思われます。(純水装置等) それらの機器は別表1 (P23) の端末接続機器にすべて網羅されているとの理解でよろしいでしょうか。また、それらの機器への配管工事は事業者工事との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
109	28	別表3				[別表3] 各エリアに設置する設備・備品等	機器分析室1、化学分析室1に、特殊ガスポンペを公共工事に設置するとの記載があります。各エリアの要求水準 (P15) にはポンペ庫を両室の近傍に設けるとの記載もあります。P15 の記載が正であるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、ポンペ自体の据え付けまでは公共工事とし、配管、バルブ類を事業者工事としてよろしいでしょうか。また、特殊ガスの種類に関して、別表1 (P22) には記述の無い特殊ガス (CH ₄ 、N ₂ O、メタン) が記載されていますが、事業者の工事範囲はP22の特殊ガスを対象とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。＜別添資料2 要求水準書＞回答No.53の表を参照下さい。
110	31	別表3				[別表3] 各エリアに設置する設備・備品等	要求水準書 [別表3] ①11顕微鏡室は建築的に振動対策が必要でしょうか。必要であれば性能レベルを教示下さい。	建築側での振動対策は不要です。
111	32	別表3				[別表3] 各エリアに設置する設備・備品等	サーバー室に公共で調達する「基幹ルータ・スイッチ」は、事業者が導入する構内LAN (配線、ネットワーク機器) に接続するのでしょうか。また、接続する場合は同機器への接続仕様及び同機器の想定される仕様に関してご提示下さい。	ご質問の通りです。詳細機器仕様は、現在未定につき設計時に再度確認願います。
112	33	別表3	③	1		[別表3] 各エリアに設置する設備・備品等	講演室舞台設備 (可動ステージ) は、電動壁面収納式となっていますが、床収納式も可と考えてよろしいか。	特に問題はありません。
113	33	別表3	③	1		[別表3] 各エリアに設置する設備・備品等	パーティーも実施することを予測、とされておりませんが、備品計画では椅子のみとなっています。パーティー等を想定した場合、机も必要と思われるのですが、調達についてのご計画はないのでしょうか。或いは大会議室等に設置される机を流用するという理解で宜しいでしょうか。また、パーティー等開催時の講演室のレイアウト変更は事業者の業務外と考えて宜しいでしょうか。	必要に応じ、机 (テーブル) の調達も別途考えられますが、現時点では未定です。講演室内のレイアウト変更は、地球研にて実施します。
114	36	別表3	⑥			[別表3] 各エリアに設置する設備・備品等	宿泊室の公共で調達される電化製品等について、洗濯機のサイズおよびテレビのサイズについてご指示ください。また、宿泊室のテレビ等についても総合研究棟と同じくUHF,VHF,FM,BS,CS対応が必要ですか。また、ベッドメイク時に必要なリネンワゴンについては、通常施設側にてご負担頂くのですが、今回は公共側の負担にも事業者側の負担も明記されていません。どちらが負担するのでしょうか。宿泊室に設置する予定の備品類については、ベッドメイクの作業にも係りますので、どのようなものを設置されるのか正確に明示願います。さらに、上記宿泊室の備品類については、度々の汚損・破損等が考えられますが、当該更新については公共と理解していますが、調達までに若干の期間を要する場合の予備品は考慮されているでしょうか。	電化製品のサイズは特に指定いたしません。一般家庭用で各部屋に応じた適切なサイズを想定して下さい。受信チャンネルはご質問の通りです。リネンワゴンについては、必要に応じて事業者が調達するものとします。宿泊室に設置する予定の備品は、要求水準書P45を参照して下さい。宿泊室の備品類については、多少の予備品を確保する予定です。
115	36	別表3	⑥			[別表3] 各エリアに設置する設備・備品等	ベッドメイク時に必要なリネンワゴンについては、通常施設側にてご負担頂くのですが、今回は公共側の負担にも事業者側の負担も明記されていません。どちらが負担するのでしょうか。宿泊室に設置する予定の備品類については、ベッドメイクの作業にも係りますので、どのようなものを設置されるのか正確に明示願います。	リネンワゴンについては、必要に応じて事業者が調達するものとします。宿泊室に設置する予定の備品は、要求水準書P45を参照して下さい。
116	36	別表3	⑥			[別表3] 各エリアに設置する設備・備品等	上記宿泊室の備品類については、度々の汚損・破損等が考えられますが、当該更新については公共と理解していますが、調達までに若干の期間を要する場合の予備品は考慮されているでしょうか。	宿泊室の備品類については、多少の予備品を確保する予定です。
117	36	別表3	⑥			[別表3] 各エリアに設置する設備・備品等	宿泊室の備品一覧表で、備考欄に「電化製品等」と示されていますが、この「電化製品等」の明細をお示しいただけないでしょうか。また、調達するのは公共側であると理解して宜しいでしょうか。	通常の日常生活に最低限必要な一般家庭用電化製品 (テレビ、冷蔵庫、洗濯機、照明器具等) を調達する予定です。また、この他に利用者が持ち込む電化製品もあると予想されますので、明細を示すことはできません。
118	40	III	2	(8)		施設管理担当者	施設管理担当者は地球研側の要員と認識しておりますが、当該担当者の具体的な業務および勤務時間・勤務日数はどのような内容でしょうか。例えば空調設備の運転管理等の、ある程度技術的なことも実施されるのでしょうか。また、設備管理等に関する資格についても保有されているのでしょうか。	施設管理担当者は地球研の職員であり、勤務時間等は、就業時間内とします。技術的な作業は行いません。また、資格もありません。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
119	40	III	2	(8)	(6)	更新	PHS電話機に関して事業者側で導入範囲となっていますが、同機器に関しては、可搬型であるため紛失や落下、水濡れ等の利用者側の責めに帰す修理や交換が発生することが考えられます。同修理や交換に関する費用は、公共側が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	利用者側の過失が生じたトラブルの場合については、公共側にて負担します。
120	40	III	2	(8)	(6)	更新	電話設備・情報設備に関して、機器のライフサイクルが短い、故障対応時に同一の規格、仕様、機器が存在しないことが考えられます。それにより故障部品だけでなく、システム全体あるいはサブシステム等も更新の必要性が発生する場合があります。これらの陳腐化により発生する更新リスクに関しては、公共側で行うべき長期修繕に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	機器・システムの事業期間内における陳腐化による大規模設備改修は、基本的に事業範囲に含まれます。また、事業期間終了までの維持・故障対応などについても事業者側にて対応を願います。
121	44	III	6	(1)	(1)	清掃業務	指定された範囲とありますが、日常清掃・定期清掃について研究室内等の部屋内もすべて清掃の範囲でしょうか。	ご質問の通りです。
122	44	III	6	(4)	(2)	ごみ箱、汚物容器、厨芥入れ	施設全体に設置する予定のゴミ箱類の数や大きさ、場所についてご明示下さい。また、自販機はフルサービスと理解していますが、これら館内のごみ箱にビン・缶・ペットボトル類が混入していた場合、事業者で分別し、全て自販機設置業者の費用負担にて廃棄処分して頂けると理解して宜しいでしょうか。	ゴミ種別、大きさ、場所については、一般的に発生するものとして事業者にて想定して下さい。館内のごみ箱にビン・缶・ペットボトル類が混入していた場合は、原則として事業者の負担とします。具体的な費用負担の方法については、自販機設置業者が決定後に協議するものとします。
123	45	III	6	(4)	(5)	宿泊室	宿泊施設の夫婦室、家族室の宿泊者退去後の清掃は必要でしょうか。必要な場合、コスト算出に必要となりますので夫婦・家族各室毎の年間退去回数をご提示下さい。	宿泊施設の夫婦室、家族室の宿泊者退去後の清掃は、原則として利用者が退去時に行うものとします。
124	45	III	6	(7)		清掃用具・資機材の負担	講演室で使用するマイク等に必要の電池類の負担は、公共側と理解して宜しいでしょうか。また、衛生消耗品は地球研の負担とありますが、これに含まれる品目をすべて明示願います。	電池類の負担はご質問の通りです。衛生消耗品については、トイレトペーパー、水石鹸、ペーパータオル、シートペーパー等を考えており、これらから想定されるものについて事業者側でご判断願います。
125	45	III	6	(9)		ごみの収集・集積	廃棄品等は地球研にて廃棄物保管庫へ収集運搬し、処分まで行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
126	45	6	(4)	(5)		清掃業務	単身室のベッドメイキングを行う時間に制限はありますか。ご指示ください。	日中であれば特に制限をすることはありません。ただし、ある程度決まった時間帯に行うことが望ましいと思いますので、計画書においてご提案下さい。
127	46	7	(3)	(2)		保安警備業務	就業時間以外の時間帯について機械警備による対応とし、無人での管理は可能でしょうか。	常に警備員を配置してください。
128	46	7	(3)	(1)		保安警備業務	深夜時間も含めて警備員による出入管理が必要でしょうか。	深夜時間も含めた警備員による出入管理が必要です。
129	47	III	9	(1)		植栽処理業務	敷地境界周辺の既存の植栽に関する維持管理とありますが、範囲が不明確ですので、保守対象の植栽に明示を行う等の処理を頂きますようお願いいたします。敷地全体における除草とありますが、敷地全体31,354㎡が対象となるのでしょうか。また、除草の頻度・仕様についても明確にご提示下さい。	植栽計画は、事業者の提案によりますので、既存樹木の範囲を明示することはできません。敷地全体とは敷地面積31,354㎡の全体を示します。除草の頻度・仕様は年2回・人力又は機械による除草とします。
130	47	III	9	(1)		植栽処理業務	「建物、構内道路、敷地境界周辺の既存の植栽」及び「敷地全体」とは、研究用樹木や自然林など全てが含まれるのでしょうか。	ご質問の通りです。
131	47	9	(2)	(4)		植栽処理業務：業務の実施	敷地全体の除草については、敷地西側部分の山地も含むのでしょうか。あるいは、管理用道路周辺に限るかたちでも良いのでしょうか。又、除草の程度(頻度)についても目安を示していただけませんか。	敷地西側部分の山地も含まれます。除草の頻度は年2回とします。
132	47	9	(2)	(2)		植栽管理業務：業務の実施	管理すべき植栽について具体的な指示をいただけないでしょうか。敷地内の止水栓配置計画に大きく影響すると考えられますので、お示しいただきますようお願いいたします。	管理すべき植栽は、事業者の提案により異なりますので、具体的な指示をすることは出来ません。
133	48	別添資料2				都市計画道路部のインフラ整備予定資料(参考)	要求水準書別添資料2都市計画道路部のインフラ整備予定の資料(参考)において、平面図のみですが、ポイント毎の断面図(計画高さ)をお教ください。	提示します。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
134	資料1					事業計画地敷地図	敷地北東部の都計道路へ接している部分については施設への進入道路として考えられますが、敷地図から読み取ると2箇所接している部分があります。このいずれも進入道路として選択できますでしょうか。見解をお聞かせください。	南側に接しているように見える部分には、都市計画道路との間に民有地があるため、進入道路とすることが出来ません。
135		別添2				都市計画道路部のインフラ整備予定資料	都市計画道路部のインフラ整備予定資料(参考)に断面図があればご提示ください。	提示します。
136						共通	喫煙対応の必要な室はどこでしょうか。また、根本的には空気清浄機による対策となりますが、空気清浄機は事業者負担外としてよろしいでしょうか。	地球研が要求している各室は全て禁煙とします。研究者の交流の場ともなるよう、喫煙コーナーを適宜設けるなどの分煙対策を考慮して下さい。空気清浄機が必要となった場合は、地球研負担となります。

<別添資料3 落札者決定基準>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
1	3	3	(3)	⑥		資格等要件審査の項目	利益相反とは、具体的にどのような状況を指すのかご教示ください。	PFI基本方針の公平性原則及び透明性原則に則り、他の事業者が保有しえない情報を入手することにより、PFI事業者選定プロセスにおいて有利になるようなことがあってはならないとされており、具体的には地球研においてアドバイザーや審査委員等となっている入札説明書4(1)2)⑤にある組織と人事面若しくは資本面において関連がある者が入札参加グループになる場合等を想定しております。
2	9	D	(6)			定量的審査項目：加点付与基準	「一定の水準」とありますが、具体的はどのような水準となるのか、ご教示願います。	プロジェクトファイナンスの形態をとることを前提とし事業継続の観点等から元利金支払やキャッシュフロー(ダウンサイドケース含む)の水準に係る各種指標の余裕度を審査致します。その水準につきましては、各入札参加者の提案する事業計画に応じた適切な設定としてください。

<別添資料4 基本協定書(案)>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
1		4条	2項			業務委託契約等の提出日	業務委託契約等の提出日は、地球研と落札者との協議によって決定する、との理解でよろしいでしょうか。	そのようなご認識で結構です。

<別添資料5 様式集>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
1	2	(2)				提案書提出にあたっての一般的事項	提案書の作成にあたっては文書をMicrosoft Word で作成する指定がありますが、他のソフトを用いることは問題がありますでしょうか。電子データによる提出を必要としないのであれば、他のソフトによる作成も認めていただけませんか。	様式集に定める提出資料につきましては、文書は全てMicrosoft Wordをご使用下さい。それ以外必要に応じて作成される提出資料につきましては、他のソフトによる作成も認めることに致します。
2	3	III	(1) 及び (2)			記載要領	「1、2～3枚に簡潔にまとめてください。」とありますが、必要があれば4枚以上でもよろしいでしょうか。	審査の公平性の観点から、原則として指定通りとしてください。尚、様式12に記載の通り、添付書類及び補足説明資料は枚数には数えません。
3		2	2)			記載要領	文章の使用ソフトはWordとすること、とありますが、データ提出義務のない様式については、体裁を他の様式と同様にした上で、イラスト等の表現により適した別ソフトの使用も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	様式集に定める提出資料につきましては、文書は全てMicrosoft Wordをご使用下さい。それ以外必要に応じて作成される提出資料につきましては、他のソフトによる作成も認めることに致します。
4		3	III	(1)		記載要領	事業計画説明書の事業実施体制についての記述(様式14～16)においても、企業名等は一切記載しないということでもよろしいでしょうか。	事業実施体制には、企業名を記載してください。

Nº	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
5		3	III	(3)		記載要領	図面類の内、外観透視図には着色と明記があるが、その他配置図や平面図にも、より判りやすい表現をする意図で、着色が可能との理解でよろしいでしょうか。	そのようなご認識で構いません。
6		3	III	(3)		記載要領	図面類の内、配置図や平面図には、計画内容をより判りやすく表現する意図で、注釈等の書き込みも許されるとの理解でよろしいでしょうか。	そのようなご認識で構いません。
7		3	III	(3)		記載要領	「A3横使い横書きにて作成する」とありますが、A3版はA4縦使いのサイズに折り、閉じ込むものとしてよろしいでしょうか。また、A1版についても、A3版と同様、A4縦使いのサイズに折り、閉じ込むものと考えてよろしいでしょうか。	A3サイズは折りとし、A4サイズで製本してください。A1サイズについては、数枚程度であれば折って綴じ込みとして差し支えありませんが、それ以上であれば別添として筒状で提出してください。
8		3	III	(3)		記載要領	「面積表を添付する」とありますが、面積表も図面と同様、各階毎に1枚ずつ必要でしょうか。あるいは、様式26-1と同様な全体面積表を図面の最後に添付するのでしょうか。また、用紙サイズは図面（A1版、A3版）とは無関係にA3横使い横書きでよろしいでしょうか。	平面図と、各室の面積を同一紙面上で確認したいという意味で示しているの、その階の各室面積を空いたスペースに表でご記入下さい。
9		3	III	(3)		記載要領	外観透視図の内、全体鳥瞰図は、決まったアングル指示はなく、敷地周辺も分るような表現となっていれば、提案者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。	そのようなご認識で結構です。
10		3	III	(3)		記載要領	外観透視図は、指示のものを含む複数枚作成しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	そのようなご認識で結構です。
11		3	III	(3)		記載要領	外観透視図は、模型写真での代替も可能との理解でよろしいでしょうか。	原則着色の透視図として下さい。ただし、模型写真の方がより表現しやすいと事業者にて判断される場合は、模型写真の提出も可能です。
12		4				記載要領	入札提案書の表紙は様式12のみですが、(1)事業計画書～(6)各種見積書まで、一つの書類として全てまとめるという理解でよろしいでしょうか。	そのようなご認識で結構です。
13		4				記載要領	入札提案書において、目次や中表紙、全体通しの頁番号は、適宜、作成・記載してよろしいでしょうか。特に、様式があれば位置・書式等をご教示ください。	そのようなご認識で結構です。特に様式は定めません。
14		4				記載要領	提案時の提出書類は、A4・A3・A1と様式サイズにばらつきがありますが、全書式をA4サイズに折り込んで左綴じするとの理解でよろしいでしょうか。若しくは図面等は別冊とする必要があるのでしょうか。	A3サイズは折りとし、A4サイズで製本してください。A1サイズについては、数枚程度であれば折って綴じ込みとして差し支えありませんが、それ以上であれば別添として筒状で提出してください。
15						記載要領	様式への文章の記載に際し、文字の大きさ、フォント、1ページあたりの文字数等、制限はありますか。	原則として、各様式毎に説明のある文書のフォントを参考に作成して頂くことを想定しておりますが、事業者の記載方法を制約するものではありません。
16						記載要領	入札提案書に係る様式で、以下の視点からその考え方を、簡潔にまとめて記求して下さい。とありますが、ページ数の制限はありますか。	指定のある場合を除き、原則A4版1枚とします。ただし、添付資料及び補足説明資料は枚数に数えないものとします。
17						記載要領	特記の無い様式は、1様式に付き1枚のご指定と考えてよろしいでしょうか。	様式12※2に定めるとおり、指定のある場合を除き、原則A4版1枚と致します。
18	3	III	(3)			提出書類	III入札提案書(3)図面類に提出書類及び作成要領として「A3横使い横書きにて作成する」「縮尺：A1版・・・、A3版・・・」とあり、また、4.書類一覧表の提出書類の図面類に「A1及びA3」とあります。提出する各々の図面は、A1サイズ、A3サイズの両方を提出するということでしょうか。	指定がある「配置図」「平面図、屋根伏図」「立面図」「断面図」の各々の図面につきましては、A1サイズ及びA3サイズの両方をご作成下さい。
19	3	III	(3)			提出書類	「外観透視図（全体鳥瞰図1枚、総合研究等施設：適宜）」とありますが、宿泊棟の外観透視図を単独で提出してもよろしいでしょうか。また、外観透視図の他に内観透視図を提出してもよろしいでしょうか。	研究施設と宿泊施設は、機能的に一体として整備することとしていますので、宿泊棟のみの外観透視図は必要ありません。内観透視図については、機能性・快適性に関する提案書の中に盛り込むようにして下さい。
20	様式1					競争参加資格確認申請書	様式1に(添付書類名及び部数を記載すること)と書かれていますが、別紙に記載すればよいでしょうか。また、書式は自由でよろしいでしょうか。	様式1に記載するものとし、書式は自由とします。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
21	様式4-1					「設計・監理実績表明書」	「担当者として」とありますが、会社としての実績と考えてよろしいでしょうか。	会社としての実績ではなく、専任で配置する担当者が相当程度の責任をもって業務に従事し、完了した経験を有するという意味です。
22	様式4-2					工事施工実績表明書	様式4-2に記載されている施工実績が延べ面積8,000㎡以上の大学研究施設となっており、入札説明書と実績が異なっております。正しい方をご指示ください。	入札説明書に記載の通りと致します。様式集は修正した上で再掲載致します。
23	様式5					様式集	様式集には、配置予定主任技術者の資格及び設計業務経験、工事管理業務経験の様式がありません。書式は自由でよろしいでしょうか。	様式5に準じて適宜ご作成ください。
24	様式12					様式集及び記載要領	提案書の書式について、ある程度の指定がない場合、提案書に表現できる量にばらつきが生じ、公平性を欠く可能性があると考えます。したがって、文字フォント等の指定、あるいは行数のみの指定など、書式の指定をしていただけないでしょうか。	原則として、各様式毎に説明のある文書のフォントを参考に作成して頂くことを想定しておりますが、事業者の記載方法を制約するものではありません。様式への記載にあたっては、できるだけ簡潔にまとめてください。
25	様式12	2				記載要領	添付書類及び補足説明資料がある場合は、入札提案書最末尾に全てまとめるのでしょうか。あるいは、各テーマ項目毎に挿入するのでしょうか。また、A4縦使いのサイズに折り込めば、用紙サイズ・様式等は自由でよろしいのでしょうか。	各テーマ項目毎に挿入してください。また、用紙サイズ・様式等は事業者の裁量に委ねます。
26	様式12	2				記載要領	添付書類及び補足資料は枚数に数えないとありますが、それらの枚数に上限はなく、提案者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。	そのようなご認識で結構です。
27	様式19					長期収支計画表	消費税について外税方式とする場合には、収支計画については税抜き価格を記入し、資金計画の資金需要及び資金調達その他の欄に、仮払消費税、仮受消費税、消費税納付額（または還付額）を記入するという理解でよろしいでしょうか。	そのようなご認識で結構です。尚、その場合には補足説明資料を付けて頂き、趣旨も含めてご説明下さい。
28	様式19					長期収支計画表、消費税について	当該長期収支計画表は消費税込みの数字で表現するのでしょうか。	様式45-2※3に定める通り、消費税込みとし、かつ物価変動率は除いて計算された数字（関数を含む）が入力されたExcelシートをご提出下さい。
29	様式48-2					入札金額内訳書	欄外※3に「不動産取得税については非課税扱いとする。ただし、必要に応じ都道府県税務局担当局或いは総務省自治税務局都道府県税課に問い合わせること。」とありますが、不動産取得税が実際に課税される、されないにかかわらず、提案上は非課税として入札金額を算出し、実際に課税された場合は入札金額の修正が認められるということでしょうか。それとも不動産取得税が非課税扱いとなることについて、当局の承諾が得られているということでしょうか。更に「登録免許税は非課税である。」とありますが、具体的には、事業者のどの手続きに対する登録免許税を指しているのでしょうか。また登録免許税が実際に課税される、されないにかかわらず、提案上は非課税として入札金額を算出し、実際に課税された場合は入札金額の修正が認められるということでしょうか。	不動産取得税は非課税扱いです。PF1事業者と建設業者とで締結する建設工事請負契約及び約款において、別紙に示す追加条項、追加条文が示されていることが必要です。別紙に示す追加条項、追加条文を示さなかったため不動産取得税が課せられた場合には、事業者が負担することと致します。なお、本件に関しては必要に応じて都道府県税務局担当局あるいは総務省自治税務局都道府県税課にお問い合わせ下さい。
30	様式48-2					入札金額内訳書	本様式の欄外に「不動産取得税については非課税扱いとする。」という記述があり、次いで「ただし、必要に応じ都道府県税務局担当局或いは総務省自治税務局都道府県税課に問い合わせること。」との記述がありますが、税務当局の見解が不動産取得税を非課税扱いとしないとした場合、どのように理解すればよろしいのでしょうか。	不動産取得税は非課税扱いです。PF1事業者と建設業者とで締結する建設工事請負契約及び約款において、別紙に示す追加条項、追加条文が示されていることが必要です。別紙に示す追加条項、追加条文を示さなかったため不動産取得税が課せられた場合には、事業者が負担することと致します。なお、本件に関しては必要に応じて都道府県税務局担当局あるいは総務省自治税務局都道府県税課にお問い合わせ下さい。

<実施方針に関する質問回答集>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
1	7	1段目				開発許可リスク	開発許可、及び建築確認申請に相当する許認可（市街化調整区域）の申請者について関係官庁と協議中とありますが、協議の結果をお教えください。	申請の名義は、地球研とすることで現在協議を進めています。

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問項目	質問事項	回答
2	8	No119				修繕費増大リスク	「事業者の実施した維持管理が不適切であったことが要因で、当所想定していた大規模修繕費を大幅に上回った場合には、事業者リスクを移転するのが適切」とありますが、維持管理に関するモニタリングの結果が要求水準を満足していれば、事業者が大規模修繕費の増大リスクを負担する事はないと理解してよろしいでしょうか。また、現時点で想定されている「大幅」の基準をご提示ください。	ご質問の前半につきましては、そのようなご理解で結構です。また、現時点で想定している「大幅」につきましては、様式集45＜長期修繕計画＞にて作成頂いた金額を基準として地球研が判断しますが、事業契約書（案）第8条に基づき設置される関係者協議会にて帰責性を判断した上で、当該増加費用にかかる応分の負担をして頂く方針です。
3	9	5項目				要求水準書	技術、工法上可能であれば敷地造成と建設工事を一体的なものとして計画することは、可能ということですが、都市計画法第29条開発行為、森林法第10条2項開発行為となれば、造成工事完了検査済証が建築確認申請に必要となります。開発工事が完了しないと建設工事にかからないこととなり、施設の引渡し時期に影響が有ると考えられます。施設引渡し時期は決まっておりますか。開発行為の申請期間どのくらい必要か現段階では不明です。	施設引渡し時期は平成17年12月末です。
4	12	6段目				植栽	現況の植栽図を入札説明書にて提示するとありますが、資料にありません。既存植栽の配置情報をいただけますでしょうか。	既存樹木植生図を別途公表いたします。